

大日本地震史料

卷之十五

弘化四年三月二十四日信州地震ノ四

〔徳竹氏地震記事〕善光寺地震取調材料六册ノ内、丙、
文部省震災豫防調査會所藏

○氏は妻科村代々庄屋たり、現在の主人、幼年にて後見人あり、書類の門外に出るを許さず、止むを得ず、其家に就き、其要を謄寫すトハ、嚮ニ長野縣ニ教鞭ヲ執リシ渡邊敏ノ記シ、モノナリ、以下一七五頁ニ亘リ、故老ヲ訪ヒ、舊趾ヲ探リシハ、皆同氏ノ記述ニ係レリ、其編次ノ體裁ハ、本書ノ前後ト其例ヲ異ニセリト雖モ、姑ク舊ニ仍リテ改竄セズ、

當村居家潰八拾三軒の内、四拾四軒借屋竈數、潰の上類燒竈數三十九軒、尤も善光寺類燒、民舎半潰廿五軒、土藏物置潰貳拾貳棟、其外宮壹ヶ所、堂壹ヶ所潰れ、其上庚申塔、并石塔類、不殘搖倒す、壓死人貳拾五人、内男十二人、居村にては、五人、内女四人、内三人は、善光寺に於て即死す、一人は當堂所にて死す、一人角次郎出生越中國、當時彦三郎、と申もの、裏山中にて死失す、死骸知れず、居村にて怪我人三人、是と同じく善光寺に致せし、當村震災輕しと雖も、殘家、厚薄は有之候へども、殘らず破損す、亦田畑犯(狂カ)ひ場、何れも良より坤の方へ懸りし、地震道と云ふか知らねども、伴切地陸床達三ヶ所、通に付ありし、宮東、聖徳、幅下の三沖、中程より西居村に拘り、多

少は有之と雖、不殘地陸床達、就中、幅下、夫婦橋北の邊、凡七八尺程の床達、此近邊都て夥しく、剩へ八幡堰分口上、長十間餘程の間、大なる瀧(をカ)と成し、扱亦中島は四五尺位も床上げじけり、居村は總體に高く成り、朝日山は卑くなりしと、諸人申けり、然りと雖誰ありて地震以前に、中間を見定め置候もの無之候へば、何尺何寸とは知れず、併し鐘居堰水行にては、眼前に高くなり、右堰は元とより尻高河、然るに坂落じとなりし場所三ヶ所、何れも八九寸位の段になり、當村友右衛門居家臺所、七八寸之床達、居家半潰、亦戸張の上より上の原へ拘り床達、是亦甚し、丹宮の東道にて犀川を遠見するに、如何にも此地高く成りしと思はれける、池水大半涸る、亦河原には地裂して、地底より青砂を吹出せし處ありしとなん、當時の變死は、都合廿八人、御上への訴には二十五人、其譯は當春出生にて御載帳願致さず候故、且は召抱等も有之、何れの村方も御訴と、村方の話とは相違あり、

妻科村水崎惣左衛門氏との問答、

徳竹の記録に、多くの地割床達を生じたりと聞く、如何、翁のいふ、小割は所々にあり、或は青き砂を噴き、或は赤き泥を吐くなど、様々にてありき、幅下沖には、大なる床達を生じたりとあり、幅下沖とは何れの所ぞと問ふに、此方へとて余を携へて其處にゆき、此處なりといふを見るに、今尙五尺餘の階段を爲して、南北に亘るを見る、翁

のいふ、此床違は、北は御殿跡、今郡役所の後、裁判所の前の方、南は平柴迄七八町の間^(一)に亘れり、それより北は、三輪より別に一二の裂目を生じて、同じく北に向ひたりき、何でも此筋目の通り筋は、地震の最強烈なりし所なりと語られき、

中島は高く張出したる様に記しあれど、中島とは何處ぞと問ふに、彼所こそ中島とは申なれ、彼地は仰の如く地震の爲め、四五尺も張出して、彼が如く隆起したりとの言にて、今は一段高き桑畑となりて見ゆ、

八幡堰の分口は瀧となりしとあれど、何處ぞと訪ひしに、彼方の事ならむとてゆきて示し呉れたりしが、果して記の如く今尙七八間が程は、急湍激流、雪を噴して流るゝを見る、

翁のいふ、某が聖徳幅の田は、(沖カ)半反許の田なりしが、地裂の爲め三段に分れたりき、其後手を入れて一枚の田と化したれど、兩三年間は止むを得ず、それなりに耕作したりき、此他是に類せし事は外にも多かりき、

翁のいふ、地震の揺るごとに、ごむと大砲を地下に放つが如き響して、其響と共に揺出すを常となし、揺出すと共に、白岩の岩は崩れ落ちて、其響を助けしものなりしが、大地震の當夜の如きは、幾回となく揺りし事にて、其凄し

さ、身も心もあらぬ心地なりき、今こそ他の白岩も葛蘿など生繁りて、岩壁の半を掩ひしも、震後五七年間は、上より下まで、北より南まで、一面の白壁なりき、

一茂菅村は、(殊カ)震災殘の外軽く、人家格別破損なし、變死壹人、女、右は善光寺にて焼死、且茂菅人舎降迄、東の山より八九尺程の大石轉び墜ち、其外大小數多、亦宇白場の田方三四尺位の地陸違す、同組池水一圓出でず、九月頃、葛山より香水を引けり、作道は八月出來す、これ迄の場より、凡そ十間餘山上となれり、

水崎翁に問ふ、さく道とは何處ぞ、曰く作道はさくみちと讀ますに、つくり道と讀むなり、つくり道とは、本年(夏カ)度盲者の墮落せしとの事を、新聞に見しが、彼道の事なりと答へられたりき、

一腰村、池水一切出でず、名に負ふ瓜割清水、一滴を存せず、同組の田方、畑方となる、飲水必止差支、煤花川或は境の澤の水、亦東池の水などを汲みしとなん、翌申八月に至るも、池水一向出でず、申五月十一日強雨、其夕山抜にて、往生寺の客殿、地中に埋まる、死人十五人、(男七人、女八人)、

荒井利右衛門翁のいふ、地震の爲に抜けを生じ、抜けの爲め寺院も損せしが故に、大に修理を加へて、出來あが

りしに、出来る間もなく前の地這りが、再び地這を爲し、其客殿を埋却せしなりとぞ、

問ふ、往生寺山は、外に地這りはなかりきや、曰く外には山の脊割れはありしも、地這りはなかりし、脊割れは、往生寺、朝日山、ともにこれありし、今日朝日山を問へば、尙其脊割れの跡を認むべしとの事なりしが、朝日山を訪ふに及び、果して脊割れと稱すべきものゝ、歴々存するありて、總て此山上の土石は、今尙不安定の位置をなし、大震等もあらむには、又候大なる崩壊を生じなむと察せられたりき、

一四ツ屋、居家潰家四軒、寺一ヶ寺、壓死七人、内男二、女五、

流家八十軒、其外土藏、物置數十棟、本新田の耕地、荒増一圓の河原となる、水災にては、一二を争ふ大難を被りたる村なり、耕地は勿論、居村迄、平一面の石河原、剩へ大石其數知れず、場所に由り、作土より四五尺餘も石砂嵩り、耕地には容易にならずと見えたり、右水災の節、御領主より種々御手當あり、六月頃より、右石河原に假小屋懸りて假居す、孔子も古郷を去る時は、遅々として往き給ひしと聞けど、斯る有様となりても、古郷をば尙離れ難きものと見えし、

一小松原村、荒地高七百一十石餘、家潰五十八軒、半潰五十六軒、流家四十軒、宮、拜殿、流失、其外土藏、物置、壓死人七十壹人、

往來西山の手に地裂して、水溜三四ヶ所出來す、水も夥しく溜りありし、

小松原中村氏記述中より、

外に川中島三堰と稱する用水路、來歴とを併せ記したるもの、

上中下の三堰皆潰れ、殊に上堰に至りては、段の原裏まで全形を失ひ、段の原裡沖白櫃には、一の瀧をなし、四五間程も堀れ、其處に六尺毎にくつ石九ヶ現はれたり、此瀧水の流れは、段の原屋敷の半を潰せり、此の水勢により、小松原の神明宮の拜殿、流れ來り、中村屋敷に留まれり、此間凡一里程、

死人七十五人、小松原段の原の家數二十三戸、内十三戸つぶれ、十一人死す、

段の平は、水に漬からざる故に、川中島の人民は來りて水難を避けたり、此時飲用水に不自由を感せしならむと思ひしに、神の恵にや、段の原清水池、方二尺五六寸、深壹尺四五寸許りなるあり、人の汲み去るに順ひて、小聲を發し

て湧出し、聊も渴したるものなかりしと、

光林寺は、口開きたるのみにて潰れず、

光林寺南平砂平は、凹所は凸所となり、凸所は凹所となり、地面に高低凸凹を生ぜし事甚しかりき、

光林寺北ナツトフ箱は、震災中は岩石墮落して雷の如く、

小松原南清水池は、震前には善光寺街道に當り、牛馬のつく水をなす處にて平地なりしも、震災の爲に地^(穴カ)りをなし、其空に水を溜め池となり、其地^(穴カ)には東方に押出し、田畝を覆へり、

天照寺山は、東西半は裂け落ち、天狗の鼻とやら稱せし葛粉糊様のものを流し出し、通行する能はざる程なりしが、時を経るに隨ふて砂土と和し、今日の如き硬土となれり、

福井傳右衛門翁との問答、

御地中村某の記述、又は洪震鑑などいふ書中に、此邊は地裂れ山抜け等もありしやに見ゆ、如何、翁のいふ、何のことなし、手を以て物を揉みしと同じく、此の山も平地も地震に揉み破られしなり、揉み破られたる故に、地もすべり、山も抜け、地裂れをも生じたるにて候、御覽の如く我家の向側なる家は、渡邊長藏、野口近治と申ものゝ兩家なれど、兩家のありし地は、元來田にて、今の道敷よりも低

き處にて候へしが、見るが如く地震の爲め張出して、六七尺の石垣を築き立つるを要する程の高地とはなり申たり、ぬけ出したり、すり出したるが爲め、此の如くなりしならむには、不思議とするにもたらぬなれど、ぬけもすりもなく、彼が如く張り出したりしなり、然して彼の張出すと共に、天照寺山嶺は低下したり、申さば、山が腰をつきて膝を此方に張り出したりとも申すべきか、此地低地にして高地となり、高所にして低地となりしも多かりしが、

光林寺門前の如き、一反五畝程の沼田なりしかど、是亦地震の爲めに張出して、平地より一丈餘も高き丘陵となりたりしが、後其地を畑となし、家を作らむとて地ならし之時、中より枯木の大きなるもの出で來りたりき、地割の生ぜしとは、何れの地なるや、新屋敷の裡手に菴池あり、其菴池こそ地割れのもとにて、夫れより檀の原光林寺門前迄、斜めに七八町大なる裂目を生じたりしが、其裂目は後々までも明かに存せしが、近年其原地を桑畑とするが爲め、地をならし、石塊どもを裂目につめなどして、今は新屋敷の裏に、其名残りの片はしを存するのみとなれりとの事なり、

中村の記には、割目より天狗の鼻水とやらむ稱せし葛粉

糊様のものを噴き出したりとあり、如何にやと尋ねしに世上にて左様に呼びしといふ事は、某は承らねど、神明宮の鳥居の彼方に地割を生じ、其地割より夥しく白砂と白濁水を噴出したりき、總じて此小松原の飲用水は、流れにあらず、井にあらず、小さき溜池なれども、當時の地震にて、一般に白濁を生じて、飲用に堪へぬ程なりし、歳を経るに従ふて、いつしか其濁りはうすらぎて、今は何れも全くむかしの如き清水となれり、

中村氏の記に、天照寺の低下して、里村より小野平崎の三分一を見るに至れりとあれど、果して然ることなるや否、翁のいふ、前に申通り天照寺山の低くまりたるは事實なれば、里方より見て然りといふも、最の事と思はるとのことなりき、

翁の曰ふ、小松原の戸数は當時八十戸、人口は其春の調べに八百壹人なりしが、内死人七十三人、潰れ且流失せしもの百軒、山手の家七十内外なりしが、潰れたるものは四五軒に過ぎざりしに、道の此方なる家は平地なれども、平地にありし家は、概して潰倒したりき、さればとて、此より少し東の平なる今里村などは、地震も軽く、倒れし家、極めて少分なりきと、

裂目も所々に生じ、水を噴じ、砂を吐きたる所ありしも、筋たちて裂目を爲したるは、段の原のみなりき、

浅川村、字伺去眞光寺の峯丸翁を問ふ、

伺去眞光寺は、元來十八戸の村落なりが、(脱カ)地_一にりによりて、其十七戸は倒潰し、内二戸は土中に埋没し、死者十九人を算したる所とす、

今の伺去眞光寺と稱する石油井のある所は、當時の地震に懲りて家に移したる所なりとぞ、本村には、今は只六戸あるのみ、問ふ、翁は震災の當時、何歳なりしぞ、翁のいふ二十四歳なりき、（我） 娘のいふ廿五歳なりし、然らば所謂女優り夫婦なりしよな、更に問ふ、震災の當時、翁が家は如何がせしぞ、何れへ埋没したりけむ、影_{（我）}げも形もなくなれり、然らば家内には死人怪化人も多かりしならむ、否な壹人の死傷なかりし、夫は何が故ぞ、母は妻と弟と共に村山村の親戚の處にゆき、父は山影の清水と申處に往き、私壹人のみ家にあり、今の世の如くランプなどのある世柄にてなかりし故、壹人留守しながら、行燈かきよせ、肱枕にて淨瑠璃文を讀みありしが、いつしかまごろみて、地の揺り出したるもしらすありし、目を覺したる時は、其身は家の外にはふり出されて、結びありし帯もいつしか解けて、

帶どり裸にて、畑の中に倒れあり、何やらむ恐きものゝ空を飛ぶやうの心地して、頭を抱へて地に伏したるに、一兩度地よりはねかへされし心地したり、已にして彼所此地に叫ぶ聲、呼ぶ聲、助けを求むる聲の起りたれば、夢の如き心地にて、天を見れば、星の爛然たるあり、暗をすかしてむかふを見れば、前山は鼻の先にあり、さては山拔の爲め、身は淺原河に押し出されしなり、まご／＼すると、後よりぬけ來る土石の爲に、命をも失ひなむと、一さむに父がゆきたりし清水の方へと志し駈け出でしが、路次に地裂の夥しく、處によりては、上は懸崖を爲し、下は測る可らざる深さの地割あり、止むを得ず、林中に入り、木の間を手取りゆきしも、尙處々に裂目ありて、頗る危きを覺へたりき、ゆきて荒神様の處に至りし時、父の清水より歸り來るに逢しかば、家の方は山拔なれば、再び清水に歸る方安全なりと申せしに、否々山拔にあらず、地震なり、清水も大地震なりしが故に、家を案じて歸り來りしなれ、地震は清水にゆきたりとして逃るべきにあらずとて聞入れず、清水は地震なりしならむも、家の方は山拔けに相違なことで、有りしさまを物語りしに、さては家の方は地震に由りて山拔の生じたるならむ、暗に迷ふて裂目に墮落す

るものもありやせむ、責めて生き残りしものゝみをも救はむとて、蒞りありし柴ども、方々より取集めて、山に積み重ね、火を點じたれば、火光は忽ち白晝の如く、村の方を照らしかば、(し脱カ)其光につれて大聲にて呼ばりし故に、其夜の中生き残りし人々は、大抵其處に集り來りしと、ぶらんこ薬師の彼方にある大岩巨石の、路の上下累々たるものも、當時の地震の爲めに崩壊したるものなりと聞く、果して然るにや、さむ候、彼も崩れ出したるなれど、彼の崩ると共に此方の山も抜け出して、大小の木は其上になだれかり、(か脱カ) 嬸が村山より歸る時、村に入りてより此に來るまで、才に半里許りの處なれど、彼處の峯に出で、此處の谷を傳はり、危を冒し難を凌ぎ、半日を費して我家の處に至り見れば、昔日まで住馴れし家は、いつ地ゆきけむ、影もなく、誰が家のものとも知れぬ破れの屋根、折れし柱など、彼處此處に散亂し、田畑も元の田畑の影を存せずなりし跡を見し時の心地は、言葉にも話しにもならぬ次第なりしとの、嬸が側より出でるの物語りなりき、

濃尾震災吊祭會席上に演べし所、岩倉と柳窪との震災舊跡を訪ひし談話、

會主より、此回濃尾の震災に横死を遂げたる人の爲に吊祭を行ひ、且其家族等賑恤せむとて、一會を設くるにつき、其席に出て、何ぞ一言演べて呉れこの事なりしかば、應と心易く承諾せしも、扱如何なる談話を爲さば、死者の靈魂をも慰むるを得るか、如何なる論説を吐けば、なき魂の手向とはなるらむ、濃尾の震災の慘毒なりし様は、日々の新聞紙の報ずる所にて、聽衆諸君の夙に知悉する所なるべければ、今更新らしく口を開くの必用もあるまいし、地震に就きての學理の解明でも出来ればよろしけれど、これは自分など淺學のものゝ出来ることではなすと、斯く思ひ回し來れば、いふべき事は更になし、深く考もせで、易諾けびきを爲しは誤りにてありけると、後悔はせしも、已に諾せし上は、ひくにもならず、尙頭を低れてしばしが程考ひしが、此度地震につき語らむとすればこそ、いふべき事もなきなれ、平生自分が取調べ宛ある善光寺地震は、事實それ／＼先日取調べ來りし事柄などこそ、其席には適當の話ならむ、いで一席公衆の前に物語りせむと、終に此席に臨むこととなりぬ、

某は此地より百餘里東方、むかしの奥州二本松藩に生れたるもので、某が生長の際住せし家の前には、六七間に拾貳間許りの池がありまして、庭園中にある池としては、大きな方

の池でありましたが、夏は其池に釣をたれ、又は游泳などを爲し、冬になれば、近所友達と共に氷滑りをするなど、某が年中の遊びは、大半其池が相手でありました、ある冬の朝、早く起きて例の如く氷上に出しに、五六歩踏み出すと、轟然折開して、身は寒水中に陥りました、不意の出来事故大に驚愕して、聲を限りに叫び立てましたから、父と兄とが出て助けあげて呉れましたが、少時なれども寒水に塗れし事故、足の歩みもならず、兄の手に掖せられて、才に椽前に至り、塗れたる衣を脱ぎ換ひなどして、火爐を擁せしめられました、父の申しまするは、氷も今は堅く張詰めたれば、此兒の重量位にて割るゝ筈はなし、昨夜餘程の地震ありしが、地震の所爲にやあらむとて、掃(箒)を手にして池邊に至り、氷上に被りし薄雪を掃ひしが、果して縦横に龜裂を生じ、其裂目より水の浸出せし痕跡あるなどを見出だせしかば、父のいふ、昨夜の地震は、強さの割合よりは、揺る時間の甚だ永きを感じたり、往年善光寺地震のありし時の地震と相似たり、或はいつこにか大なる地震もありやせむなど、夫れより談は善光寺地震の事に及び、善光寺の地震は、古今例なき大地震にて、地裂けて火を發し、山抜けて水を噴(噴)し、善光寺町民と幾多の參詣人とは、爲めに生きながら燒熱地獄(焦)に陥り、川中島平

野の農民は、爲めに魚腹に葬られしもの、數千人に及べりなごのこゝを耳にし、已に水中に陥りて驚愕の念を生じ、尋で其事の地震の所爲なりし事を知り、更に善光寺地震の慘毒なる談話を聞きたる事なれば、深く地震の恐るべきものなるを感じたりき、其次ぎの夜に至りて、頻りに早駕籠の通る聲の聞へければ、父のいふ、果して上方に大地震ありしならむ、先刻より數回早追の過ぐるを聞くとして、夜の明くるを晚しと、問屋場に至り尋ねしに、果して江戸表に大地震のありとの事なりき、是安政度江戸大地震なり、それより二三十日間は、江戸表なる地震の慘毒なる話しのみにてありしかば、更に益々地震の恐るべきを感じたりき、爾來物變り星移り、三十餘歳を経て、身は善光寺長野の地に來り、職を善光寺町に奉ずるに至れり、茲においてか、彼幼年の時、父より聞きたる驚くべき恐るべき談話も、復たび腦裏に呼び起され、地震の事實を取調べむとの觀念を起し、書類を蒐集し、又は古老に尋ねなどして、其事實を後に傳ふることを謀るに至りました、しかして彼災害の有名なる岩倉、柳窪等の地は、山間、殊に近きも六七里より、遠きは十餘里を隔つるを以て、其地を訪ふの時機を得ざりしが、此夏、北安曇の教育會に招かれ、歸途迂回して高地より柳窪に出で、岩倉を訪ふて、其

實地を憑吊するに及びて、百聞の一見に如かず、見る所の聞く處に勝るものあるを以て、獨り自家の見しのみ止めず、併せて人にも示し置かむと、其後二十四人の生徒を従ひて、二夜三日の旅行にて、其跡を尋ねて歸り來りしは、去る廿四日の事にして、歸りて未だ一週間をも經ざるに、此度濃尾においての震災あり、佛者に言はすれば、定めて深き因縁のあることだと申しませう、已に其因縁を演べ悉したれば、これより更に實地見聞せし談話に移らむ、村誌を見れば、岩倉の山は百二十丈とありて、(麓の川床より算せしものならん)、其山は今日見る所にては、大略四十五度以上の角度を保ちて、犀川に臨みてあります、震災の爲め、其山の半面が犀川へへり出して、對岸の花倉と稱する絶崖の根に衝突しました故、花倉の岩壁も、其上に崩れかかりました、そが爲め厚さ百八十間、高さ三十間といふ、大なる堤を爲して、犀川の水を堰きました、彼三百間の橋を架して通行する丹波島も、二十一日の間は、草鞋はだして往來が出来たと申します、其間四月七日、八日なごいふ日は、暴風猛雨甚しかりしと聞けば、山々谷々より流れ出したる水も夥しかりしなるべきに、それをも併せて堰き留めたのであります、それ故上六七里の間は、湖水の如く

なりしと申事でありましたが、二十一日目といふ四月十三日の夕に至り、一時に決壊して、其水が一度に川中島に押出したのでありますから、其害の甚しかりしも斷り(理)であります、此水害の事は、人の知る所なるが故、略します、

決壊の際押し出したる水は、小市峽を出る時は、五丈八尺(或は六丈)とあり、松代にては貳丈、下高井は一丈八尺、飯山にては一丈五尺餘なりしと、

水難の關係が廣く、其評判が大なりしが爲め、岩倉山のぬけ出したることをしらぬものはなければ、其ぬけ出したる地盤の上にありし、岩倉村の慘毒なりし話をするものがありませむが、其地を訪ふて始めて其實を得ました、岩倉村と申は、元來二十八戸と申しましたが、其ぬけの節は悉く倒潰しました、單に倒潰したのみなれば、まだしもの事なれど、倒潰したる屋上より泥土に塗れましたさうです、それは迂り出すと共に地床に裂目を生じ、又は分斷しまして、其裂れめ分れ目より泥土を噴き出したと申事、それ故家の下になりしものは悉く死歿して、八十一人の多きに上りましたと申事、已に泥を被りし故に、食料も衣類等も、皆泥の中にむされて用に立つものはなかりしとの事、殊にあはれに聞へましたは、内山清四郎、内山和吉と申二戸、十二人の人々にて、こは

地震の當時、すり面とすり床との間に、大なる開裂を生じ、其内に陥りて、家も人も影も形ちもなくなりて仕舞ましたさうです、今は其開裂せし場所に水を堪へ、四十七間に百三十八間の湖となりて残りあります、

迂り出したる地盤の鼻は、對岸の鼻倉の岩壁に支られて止りしものなるに、其鼻は水の爲めに決壊され、下に支ふるものなく、すり床と面との頭には、測られざる程深き湖あり、裂開せし痕跡、分斷せし有様は、歴々存在して、岩倉村三十九戸の小部落は、今尙不安定の位置をなし、後も大地震あらむには、再び舊時の跡を襲ふならむかと、我々をして座ろに危懼の念を起さしめたりき、

岩倉山は、當時の地震に、一面は花倉の方に迂り出し、一面は其東なる安庭の方に迂り出し、一面は安庭と反對なる西の谷に押出し、三方に分裂して迂り出せしものとす、然して遠く水内橋邊より望むも、其山は(覆カ)口輪をとりたるごとく、今尙其迂り面の、岩壁を爲して聳つるを見る、裂開によりて出來たる湖水も、余の初めて訪ふたる時は、天然の儘なりしが、後に尋ねたる時は、已に樋を伏せて、田用水の灌漑に供せし故、今は全く人工を以て穿ちたる池沼の如き觀あり、

岩倉の地を訪ふて水内橋を渡り、新町鍋屋に投宿しました、新町は是亦悲酸^(慘)中の悲酸を嘗めたる地であります、戸數は三百戸と稱せし、犀川に添ふたる山中の一市街でありますが、地震の爲めには大半潰れたので、潰れると共に火を發し、火煙の未だ消失せぬ間に、下流、岩倉にて塞がれし爲めに水中に浸され、水中にある事十九日、水の決壊し去りし時には、其水力にて餘燼を併せて流蕩し悉くして、眞のから庭となりたる所で、震火水の三災を一度に受けました地であります、新町を去り、柳窪の間は三里と申、馬の脊を亘る様の道であります、柳窪に至りて、其湖水を見ますれば、其氣色の宜しいには、誰人も驚嘆いたします、殊に紅葉の節が最も妙です、日本に有名なる地とはならねども、信濃の國にては、三五番と下らぬ風景と思ひます、今は風景の美を述ぶるの必要も御座いませむが、其風景を爲さしめたる源はと申さば、忌はしき弘化の震災によりて出來たるものであります、抑も柳窪の湖と申すは、白根山と申山の一面が、地迂りの爲め前なる溪間に押出して、溪水を堰き留めたるが爲めに生じたるものにて、凹字形を爲し、長三百間もありつらむと思ふ程にて、小舟二艘を浮べて、薪木等を運ぶの用に供しあります、深さは土人の言に由れば、四十間もあらむと

の事にて、我も前より望みたる堤の様にては、尙其上にも出でむかと、舟にて錘を下して測り試みましたが、二十三間四尺程でありました、右之地之のありし地盤の上には、鹿谷村字柳窪と稱する十八戸の部落がありました、迂り出したる際十七戸は悉く倒潰し、其中十三戸は焼け、四戸は割目より噴き出したる泥に塗れ、只一戸のみ傾きて倒れむ様に傾きましたれど倒れずありて、今日に存在してあります、尤其傾きをば、手を入れて繕ひ修めたのであります、當時組頭を勤めました某の言に、某は隣家の風呂に入りてありし際なりしが、大砲を連砲^(放)するが如き響と共に、家は揺り倒れむとする様故、遽て飛び出し、裸體にて外へ出でむとて、戸を開けむとするに、家の翁は某の手を取り留めむとする故、其手を振りもぎり、板戸を蹴放して、柿の木^(蔭)のありし影を目あてに、其處に逃れ來りましたが、後より追々他の人も其木の下に逃れ來りましたが、何れも土だらけになりて居りました、其中に或る潰れやの内より火を發し、其火の光によりて見ますれば、家は皆々潰れ果て、それが何處の家やら定かには分別らねど、高所にありしと思ひし家は、却て低所に來り、前なる家と見へしもの、後の家と相重りて倒れあるなど、怪しからぬ有様にて、頭を回して後の方を顧みれば、遙かに見

し對面の山に相違なしと思ふもの、鼻をつく許りの目前に現るゝなど、何が何やらむ、只恐怖せしのみ、火を消さむとの念慮もなく、木の下に躊躇して、夜の明くるのみを待ち居たりしが、明くるに従つてよく見れば、居村一帯の地は、山抜けの爲め、前の谷間に押出しありしにて、今こそ此の如くなれ、此邊の前後左右、或は斷崖をなし、或は泥の渠を爲し、或は測る可らざる地割を爲し、一步も餘處へ歩み出すべき有様にあらず、さればとて、一日も食はずにあるべきにあらず、家は焼けたり、食料はなし、飢餓は早くも目の前に迫り來りたれば、一方上へ訴ふるを謀ると共に、一方食を求むるの工夫にて、壯者の伍を結び、先づ近隣の部落を問はしむるに、我地も地震の爲め此の如しとの事にて、ゆきしものゝみ、一飯を恵まれて歸りし位に過ぎず、大町に向はしめたるものは、高知川の左右、幾所となく崩壊して、川水も行人も通路を絶れたりと報じ來り、新町へと派したるものごも、道路崩潰してゆくべきなく、谷に入り嶺を攀ち、辛くして新町に出でしに、家皆焼け失せて、今は水の底となれりと告げ來れるなど、今より已往の事を顧みれば、我身ながら、我の飢餓に斃れずして今日に至りしまでの來歴を追想して、怪み思ふ程なりとて、我が震災の跡を記述せむとの志なりとい

ふを聞き、涙と共に物語られたりき、

以上は私が見聞の大略であります、今其見聞せし上につき、彼是を比較しますれば、其ぬけ出したる爲めに築き出した處の堤は、厚さと申、高さも申、岩倉も柳窪も大略同じ位と思ひますが、彼は名に負ふ犀川の大水を堰きたる事故、二十一日にして堤が上に溢るゝに至りて、一時に決壊しましたが、是は細き溪水を堰きたるもの故に、三年を経て始めて堤に滿るまでとなりし位にて、遂に永代の湖水となりました、彼は潰れたる屋上より泥を被りました故、三十餘戸にて八十餘人の死人が出來ましたが、是れは焼けても、泥に塗れしことの少なかりしが故に、死人はなかりしと見へます、これは岩倉と柳窪との比較であります、濃尾の地震と善光寺の地震とを比較しますれば、濃尾のは平野に起りて、名古屋、岐阜、大垣などいふ都會もあり、人口の繁き地方なりしが故に、死人も善光寺よりは多きやと思はれます、善光寺の地震の強裂なりし地は、多く山手に層(屬カ)します故、死人の數こそ少きも、地貌の變化の多きことは、幾十倍なるか知れませんが、彼は今日開明の世に起りし事故、憐むべく悲むべきの事實は、日々の新聞にて、一々天下の人の耳目に上り、世の人に同情を表されまして、今日の會の如きものも、各地に

起る程のことなれども、善光寺のは、文化の開けざる時代に
て、讀賣など申ものゝ手によりて、天下に傳へられし位に
過ぎざりしが故に、箇様なる會を餘所にて設けて呉れたな
ごゝ申事は、承はりませぬのみならず、大方の人は、善光寺に
大地震があつたといふて聞流しにせし位に過ぎざりしなら
む、されば濃尾のといひ、善光寺のといひ、彼是共に同じ不
幸の災に逢ひし人々なれども、今の災に死したる人は、むか
しの死したる人に較ぶれば、不幸中の幸とも申すべき事と
思はれます、申述べ度は尙なきにあらねど、まづこれを以て
亡靈への手向けと致すつもりです、

附記 柳窪は極めて僻落にて、全部十八戸、地震前は水田
才に十俵取あるのみ、豆と麻とを栽培して、生業となす地
と申す事なり、地震後と雖も、同じく豆と麻とを栽培し、
其戸數も前に同じけれども、湖水を灌漑に供するを得じ
が爲め、水田の歩數は、却て前時より多くなりしとぞ、
迂り面は、今尙赤壁を爲て其名残りを存じ、地盤の烈開せ
しあとに、水を湛へし様など、歴々存在せり、何れの地よ
りゆくも、馬の脊を渡るが如き山嶺の路を手取らざれば、
藥研の底の如き深谷を歩行ざるを得ぬ所です、

此邊に現れし岩塊を見るに、砂岩中、往々巨大なる岩石を

挾雜するを見る、

〔町田忠太覺書〕善光寺地震取調材料六册ノ内、丙、
文部省震災豫防調査會所藏

○氏ハ信州新町小名鹿島村ノ人ナリ、コノ書奥書ニ、弘化四未年七月九日
書トアリ、編中拾餘葉ハ、人身ノ攻撃ニ屬セルヲ以テ、之ヲ略セリ、

家潰れ火燃出し村は、新町の外、上條分矢の尻村、又雲掃寺
等、焼け申候、又其上山崩れ落ち、麓なる穢多村に係り、小川
へ押詰め、穢多の死亡百廿一人の内、九十人ぬけの下に入
り、壹人の助かりしものなし、此外新町中、戸數四百廿一か
まど、表通り町は本町通りといふ、外に裏町、横町、上手町、
鹿島越、穗苧村、此村もかまど百廿戸、不殘家潰れ死亡候、穗
苧村の分貳百八十八人、手負女百五十人ありしも、穗苧、鹿
島越等のは、家倒れしばかり故、翌日掘出し、縦令家の下に
ありしと雖も、生命の助かりしもの多かりしも、町は上、中、
下、横町、裏町、其外小路町に住居候町人の、家の下に相成候
ものは、中町山田屋久之丞、上町油屋助右衛門、此兩家より
一時に失火したれば、其下より自分這ひ出し人、又は上より
掘出し呉れしものありし人は格別、其他は大むなき、中引、
二階臺等に手足を挾まれ、胸腹を壓せられ、動かむとして動
く能はず、逃れむとして逃るゝ術なく、助けを呼べども助く
るものなき、おりしもあれ、疾風火焔をまきて焼け廣がりた
ることなれば、其くるしみ如何ありしやらむ、此世からな

るあびの大焦じやうねつ(斯)、罹る人々の親子(弟脱カ)兄(脱カ)にて、親あたり其
 悲みの聲を聞き、又は其苦みのさま見(脱カ)たらも、これを救ふの
 暇と術とを得ざりし、自他の心地は如何ありしやらむ、哀れ
 といふも、中々愚かなることなりしならむ、佐五兵衛といふ
 ものあり、山根村出見せを爲せし人なりしが、家内夫婦子供
 四五人ありつれど、つぶれやの下となり、何づれも焼け死し
 て、一人の助かりしものなく、善三郎といふものありしが、
 二階臺の爲めに首を撃ち切られ、首なき死骸を、近所のもの
(出脱カ)
 にて掘り埋葬せしといふ、其他此類尙多し、町中にて死人の
 數貳百三十拾人、土手鹿島にて十三人なりし、
 中町あぶ源の番頭飯山出の文五郎と申あり、番頭となりて、
 近邊に逃れありし若もの共四五十人申合せ、我主家は火に
 て焼けたれど、下の川水を汲み運びて、火消し働きを爲し始
 めしが、江島屋は新町一二番の分限にて、裏に酒藏あり、凡
 百貳拾本位(をカ)の作りしが、家潰れ死亡數多あり、藏働きのもの
 に申つけ、水一荷と酒一荷と取かへ與ふべし、來りて火を救
(ハカ)
 ひ給ひと呼回らしめしかば、命助かりしもの五六十人、小川
 の水を荷ひ運びて、火消しに働きたりしがは、上町も其適り
 にて、和泉本家にて火は留り申候、是は翌廿五日八ツ時頃な
 りし、下町はつぶれたる許りにて、火をのがれ、上町は土手

にて止り、鹿島は別條なし、翌日に至りて掘り出され、命助
 かりしもの多かりき、

其翌廿六日より、川水漸く溢れ來りたれば、町家ものは驚き
 騒ぎ出し、家財の残りを運び逃れしが、廿七日朝には、平一
 面の湖水となり、夫より追々水に追はれては、更に高所に小
 屋がけ、かくして小屋のかけ直しを爲す數度に及び、終には
 山上五百山のふもとは、町家つゞきとなりし、其外ほかりの
 山、竹房山に、逃れし人々も少なからざりき、

水の湛ること漸く深く、水面の漸く高まると共に、家屋又は
 死屍、又は桶箱様のもの浮み、風に揺られ波に漂ひ來るもの
 多かりしも、大方の人は惶懼之餘、愆とくを忘れ、一向水の
 ひくのみを待ち居たりしが、其内にはつぶれ屋の材木を筏
 に組み、水上に乗出し、浮み來る屋根にある針金、又はひさ
 し板等より、箆たむす、長持等、見附次第にひきあげしもの少
 なからざりし、其内には酒屋の五尺、六尺なごいふ桶の流れ
 來るありて、内にある酒を取りあげしものもあり、前代未聞
 の事共のみなりし、かくて川水の湛へ留ること廿日、四月十
 三日夕方になり、川水順に流れゆき、水内のものゝ中には、
 岩倉のぬけ水乗りて崩れ候由、湛水それより次第に減じ、
 翌十四日朝五ツ時時迄には、水大方落ち候、かゝる大河の、

廿日餘り湛へし事なれば、上は下生坂より下岩倉、花倉の止り迄、東西七里、南北一里程の湖水となり、鹿島坂中段摺前と申所の下に迄水つき、下の宮なる數百の杉、漸く其頭を二三尺残し、牧之島の古城跡から堀は、不殘水堀となり、上條と申村は、神之鹽入(主カ)氏の脇の神明宮の山の宮より下を浸し、源真寺、安養寺、つづれ、水に浮み、水内の橋も水に浮み、竹房の森下へ流れ寄りありたりし云々、

〔鷺澤氏記録〕善光寺地震取調材料六册ノ内、丙、文部省震災豫防調査會所藏

○コノ書ハ長野町神明町鷺澤某ノ記録ナリ、弘化ノ震災ニテ、其世系古記等焼失セシカバ、先祖以來ノ事歴ヲ略述シ、次ニ震害慘毒ノ狀ヲ記ス、今其要ヲ摘メリ、

右大災の節は、拾代目治右衛門儀は、歩行あら物商賣仕來、出商致居、右大地震(カ)には江戸表にて承り、三月廿七日五ツ時に相知れ、打驚き、餘り大變の話故、誠之事とは不被存故、同廿九日七ツ時出立仕、道中二日にて、四月三日晝時歸宅仕候處、評判より大變、言語難延次第、其節家内人數七人、年寄壹人、母壹人、女房、子供三人有之處、神佛之御方便にて、命不殘無難、丸の裸にて諸々より借着いたし、女房子供三人は、岩石町中野市十郎方へ一所に、横澤町高砂屋林右衛門方之ぶどう棚の下に小屋をかけ居候、年寄貳人は、後町なみや伊兵衛方へ世話になり居、誠に歸宅いたし、當惑仕候次第、言

語に盡し難き事に候、右之小屋と申は、貳間に九尺程、毎夜十六人に而住居、寢起きこまり候故、四月四日、岩石町市十郎方表狂言稽古場へ、九尺四方の小屋がけ候にも、薪ぼや一本も無之、不殘吉田釘屋庄右衛門方々貫参りて、是へ一處に引移り、其内市十郎、横澤高砂屋文治郎方家潰れず、はじら四五本おれ、右之家を市十郎方表地所へ持はこび建つ、是は貳間に貳間半、我等も御長屋之元之地所へ三間半に貳間的小屋掛、五月十日引越候、八月廿五日、本宅むね上いたし、間口三間半、裏五間の家を建、大工手間四日、鳶同斷、大工は新潟、越中之もの、此時分平面野平にて、折しも雨風烈しく、地震は三日あげず大ゆり、わけて毎月廿四日跡先は大ゆり、小さき地震は日々數知れず、凡翌年夏迄は無止事、然る處年號相替り、嘉永元年となり、漸おだやかになれり、丸壹ヶ年間の難澁いたし候事は、中々以て筆紙に述べ盡しがたき次第、米を買度候ども、賣手なく、漸く黒川村之知り人へ無心に参り、貫様にいたし買來候、親類之内、死人數左之如し、東之門堤にては、其夜婚禮にて、嫁は山中新町にじまより來り、婚禮最中之出來事にて、家は潰れる、潰れると共に内より失火となり、堤氏にては、親見昌、倅昌庵、弟貞治郎、右三

人出る、他の親族三十八人餘死す、隣家麻や廣吉と申は、治右衛門合、夫婦とも堤氏へ手傳に參り、廣吉壹人は、命からぐに逃出たれども、廣吉方にては残らず死す、家内六人、婢六人なり、其節治右衛門留守故、家内は參らず、年寄壹人參り、晝の内に歸る、全く神佛の御かげにて難をのがれ候事、誠に難有事に候、

一山崩、大小四萬貳千四百五十六ヶ所、

一松代領荒地、貳萬貳千石餘、死人、貳千七百餘人、

一飯山領荒地、七千五百四十四石、死人、千五百四十餘、(人脱カ)

一松本領死人、百六十五人、

一上田領死人、貳百人、

一稻荷山百六十八人餘、

嘉永戊申歲六月とありて、他は氏の世系等の事に係る、

附記 鷺澤老人に聞く、堤氏の家は、二階下のみ、ひやりと潰れ、二階は傾きたるのみ、内にありし人々は、中腰にて内を歩むを得る程なりしも、出口は塞がれて出づべきの途なく、助けを人に求むれども、救ふ人なく、其内忽ちに出火となりて、生きながら火中に葬られしとぞ、殊に麻廣の妻などは、戸口を逃れ出でたるなれど、潰れ懸りたる庇の下に、足先を壓せられしのみにて、同じく火中に葬られしとぞ、

明治廿七年七月、蟲倉山下に震害の踪跡を訪ふ、

本文は、信濃教育會席上に演說せし所にして、九十四號の雜誌に載せたり、其序言は前濃尾震災吊祭會の席に演べし所と同じけれ(ば脱カ)略す、

余が今回憑吊し來りし所は、蟲倉山腹にある日里村なる臥雲院の墮落、(壁カ)藤澤組の崩壊、自岩峯の傾倒せし跡等にてありき、今其見聞せし所を述べむには、先づ蟲倉山とは、如何なる山なるかを辨せざる可らず、抑も蟲倉山とは、荒倉山と煤花川を挟むで相對せる山にて、一に大姥山と稱す、海拔千三百四十メートル、由ル、土性圖ニ其麓なる橋詰邊より、大約三百丈の高さあり、山嶺は突兀たる岩石にて、其岩質は戸隠、荒倉と同じく、各種の安山岩、若くは溶岩等の稜角を存せる岩片の、集塊せるものとす、然して所謂臥雲院の如き、藤澤組の如き、太田組の如き、何れも蟲倉山腹の七合目以上であり、余は其麓なる橋詰と稱する此方にて、途の由る所を尋ね、尙臥雲院、藤澤組のある方位を問ひしに、其人は丘阜に登り指さし示していふ、彼山嶺、(嶺カ)雲霧に蔽はるる所を蟲倉山とす、山の東南雲霧の際、麥圃を見る、其反面凡壹貳町上に當る所を臥雲組の臥雲院のある所とす、臥雲の右谷を隔、西雲間に當り、樹木の絶へたる所、綠草の間に石塊の點々たるを見る

もの、是乃藤澤組のありし所なりとの事なりき、彼が如きの山上、寺院あり、民屋ありとは、殆むご信を置く能はざる程なりし、尙其里程を問ふに、是よりひた登りに登りて一里半と思したせば、大なる間違はあらじとの事なりき、登ること三十町ならむと思ふ頃、老人に逢ふ、何れの所の人なりやと問ふに、念佛寺のものなりといふ、其姓を問ひば鈴木と答ふ、弘化震災の事を問ふに、能く知れりと稱す、先づ藤澤組のありし所を問ふに、曰く彼岩壁の屹立するの下、灌莽の間に岩塊の落々たるを見るもの、是藤澤の舊趾なりと、就きて當時災害の有様を問ふに、藤澤組は元來貳十貳戸ありて、其中の四戸は、天保の度、雪なだれの爲め、家を破られ、人畜を害されしかば、それに懲りて、右之四戸は、他樹木の處に家を移しよものなりき、何が幸にや、彼四戸は其が爲め災害を免れて、今日尙其處にあり、其他の十八戸は、他の岩壁より崩壊し來りし石塊の爲め、數十丈の下に埋却されて、片影をも留めざりし、今より之を見れば、何が故に彼が如き地に家居を營みしものによと怪み思ふなり、尙彼方に城の越(腰カ)といふ所あり、其地につきて質し給はど、我々が言葉も及ばざる程の大災にてありし事を知り給ふならむとの言なりき、余は尙言を轉じ、翁が家の有様は如何なりしぞと問ひしに、

我組は十二戸なりしが、山抜けの爲め、或は立て乍ら地下に埋り、或は潰れて泥を蒙るあり、我家の如きは潰れて土泥を被り、貨財什物悉く埋没して、用に立つものとは、糶壹俵を掘出したるのみなりしとて、一つ樹木のある所を指しましていふ、彼所のみは、前後左右の抜けたるにも係らず、依然として動かざりし故、人々は彼所に逃げ來り、凡二十日の間は、彼樹下に屏息せしのみ、小屋がけを爲さむとの分別もなく、風雨に暴露しつゝ、近郷の無難なりし人々より恵まれし食物を食ふて、忙然たるのみなりき、元來我家居ありし地は、斜面中にありて低窪の地なりしが、谷に向ふて押し出す際、變じて隆然たる地となれり、余は其地にて氏に分れ、臥雲院に至りしが、住僧杉村氏は不在なりき、寺に近き山井吉藏と稱する老人に就き聞く所ありしも、松代藩代官手代鈴木文平とやらんいふ人の物語りを筆記したるものは、よく其状況を盡しあれば、地震記事中より節略して、見聞の説に代へむ、其記にいふ、氏は庫裡の方丈の間に居り、燈下に書き物してありしに、西北の方より怖しき響すると思ふ間に、震動甚しきに打驚き、東の方の庭へかけ出るほどに、庫裡ははや潰れぬ、庭なる圍の塀下の方、風透の簀垣あり、片端破れたる所を潜り出、南の方高き土手へ登りたれば、麻島あ

り、畠中に一抱程なる木ありし故、其木に取りつきてありしが、麻畠の中より、何やらむ這來るものあり、近寄るまゝによく見れば、此寺の庫裡婆の、赤裸にて逃來るにてぞありける、斯る間に己が取り付たる木動き出し、忽ちにして一丈許り土と共にぬけ下り、足も溜らずなれば、其處をかけ出し、不圖心附、大門の邊に名高き杉ありしが、彼木こそ大木なれば、いかなる大ぬけにも覆る様事なからむと、彼杉を尋ねて行き見るに、外の木共多く倒れ重りて、右杉は見えず、さらば彼杉もはや倒れたるかと思ひ、右之杉に立ち並びありし觀音堂は、如何にと尋ぬるに、堂は見擧ぐる程高き所にあり、扱は我身もいつしか地につれて下りたるなれと打驚き、堂を志ざして上りゆくに、人聲の聞へければ、彌力を得て堂に登り來て見れば、此所は抜け返りなく、堂庭平かなり、寺の和尚をはじめ居合せたるものは、庫裡の潰れたる下より、危難を逃れ來りたるにてありき、藤太思ふに、地震にて家潰るれば火事あるよし、今夜一般の地震ならむには、所々に火事あるべしなど語る口の下より、此寺の庫裡の下より火もえ出でぬ、其中遠近數ヶ所に火氣見えたり、扱は一般の地震にてありけりと知れたりき、扱寺は見るが内に燒ながら拔下りて、遙の麓に下りたり、又夜もすがら蟲倉岳、

萩が城邊に當りて、岩石の拔崩るゝ音、さながら幾千萬の雷一時に落ちかゝるが如く、怖きこと云ふばかりなし云々、

附記 臥雲院は松代侯巡回際の用意にとて、豫備の爲め、鈴木氏の出張ありしものにて、黒鍬大工など貳拾餘人を率ゐて、臥雲院にありしものゝ由、念佛寺村總て五十八戸、内潰貳拾四戸、半潰十八戸、内死人六人なりしと、

今古老の説により、古書に參し、尙實地に就きて見るに、其山抜けと稱するものは、今の地這りにして、他の田圃、

家屋を載せある地盤の、溪谷に向ふて這り出したるに過ぎず、其幅凡そ三百間、西北に面する所より西南に西する

方面に亘る、這り下りたる所、長きは百餘間、短きは十餘間に止り、尙仔細に言ふ時は、這り下りたる盤面、更に幾

多の小地這りを起し、其地這りも前後數回に起りしもの

の如し、そが爲め廣き田畑にして却て縮められ、狭き畑地の廣がりしあり、低き屋敷地が隆まりしなどの説あり、

觀音堂は、今尙其地にありて、杉は拾八九間下に、凡そ四十五度位の角度を以て畑地に臥し、今尙生存せり、

〔栗林氏記録〕善光寺地震取調材料六册ノ内、丙、
○氏ハ大町十人衆ト呼バル、家ニテ、大町組大庄屋ヲ勤メシ人ナリ、
大町組家潰れ、八百九拾軒、

震災豫防調査報告第四十六號

乙

全潰れ三百四十九軒、
半潰れ五百四十一軒、

内

拾九軒焼失、

三十八軒水入、

寺潰れ三ヶ寺、

内壹ヶ寺焼失、

堂潰れ九ヶ所、

内壹ヶ所同、

即死九十七人、

同三十六人、善光、(寺脱カ)稻荷山邊にて、

怪我四百八十人、

同同所にて、

牛馬貳拾四疋、

牛八疋、善光寺にて、

當時手當として、潰家には粃四俵宛、半潰れには粃貳俵、其外即今飢餓に迫るものに施せしもの七十五兩、家作料として貧困者に施せしもの、若くは無利息にて貸與せしものは、八百四拾貳兩貳分、此金總計九百拾七兩貳分、粃貳千九百三拾八俵、

右は、松本藩主より大町組災害者への御手當也、此外池田組に三百戸の潰れ家あり、松本領にては死人、潰家等のありしは、池田、大町の兩組のみなりと、しかして大町、池田と雖も潰家ありしは、池田、大町の山中と稱する地方のみ、池田、大町には潰れ家等なし、大町八日町の某の酒藏

壹ヶ、潰れしのみ、其藏は、元來怪しき藏にてありこと聞

く、
〔金澤平藏記録〕善光寺地震取調材料六冊ノ内、丙、
文部省震災豫防調査會所藏

○氏ハ丹波島驛ノ手習師匠タリシ人ニテ、松代藩初度ヨリ十二度ニ至ルノ
届書、其外諸家ノ届ヲ蒐録シ、其末ニ災後課業申諭大意ヲ副ヘタリ、他ハ已
ニ諸書ヨリ採録セシヲ以テ、今最後ノ一章ノミヲ掲ゲタリ、

松代災後課業申諭大意、

昨年未曾有之大變にて、御領分一統輕重は有之候へ共、多分
災害を受け、如何許艱難辛苦いたし候事、絶言語候次第、御
上にも深く御哀憐に思召、御手充筋如何様にも行届候様可
取計旨被仰出、夫々御手充有之候へども、壹人壹家に取候て
は、爲差儀にも是なくて、多勢の上にては微塵積りて山を成
すごとく、去壹ヶ年之御手充御收納御引方等交々では、莫太
至極之御入用成る事は、銘々においても能々可相辨候、尤公
邊御拜借も有之、又出格之儀を以て、川添御普請も出來に相
成、其上御圍の金穀は勿論、諸所より多分の御拜借金等にて
御操合せ、去暮は何と歎御間に合、當春とは相成候へども、猶
此上逆も變災村々家作等初、荒亡の田畑元形に復し候迄は、
御手元御引方等も不被成下候而は相成間敷、然る處最早御
他借金、御返濟方者不及申、御利分許にても不容易事にて、
逼止之御差詰候へ共、一統昨年之凌方御氣遣被成下候程之

折柄、御用金も被仰付兼、當惑之時節に付、此上出格之御趣法無之候而者、御手充筋不被爲届候事に付、於村々茂格別に心懸候儀は勿論に候へども、大災村方等は、實以自力に難及候へば、壹人一家の手段而已者、御郡中元形に復儀は行届間敷、仍當年々向子年迄五ケ年間、前々之休日可成丈減べく、又災害の輕重に不抱、壹ヶ月一日宛を以て御奉公と定め、一家内より一組一村と申合、御郡中一致に相成、男女共十八歳以上六十歳迄、一日男は百文、女は參拾貳文之當を以て、何品に限らず致手稼、鳥目に成共、稼ぎ品成共、月々上納可致候、猶災害重き村々者、御救方可被成下に候、此災變に而は、其身非業之壓死に至り、或は親を失ひ、子に後れ、兄弟親族に別れ候類、かぞふるに違あらず、不幸之至、絶言語候事共之中、運能く死亡危難を免がれ候者、誠に幸之儀、殊に變害輕き村方は尙更の事、何れも天道之冥助、神佛之加護をもぞむじつき、且は死亡之ものをも思ひやり、其上第一御上に於ても深く御心痛之折柄に候へば、銘々御領分御取復し御手傳仕候志に相成、二百年來御領内に相續き罷在候御厚恩を奉報候時節に心得、御奉公日、如何様にも出精上納方、災輕き村方にては、其次第に寄、御手充茂可被成下、五ケ年無滞積立成就の上は、夫々御褒美可被下置候、尤片輪者、其外長病、又

は奉公稼にて相勤兼候ものは、申立次第糺を經、免許可有之者也、

但十八歳以下に而茂、志次第、何成共課業相勤め候へば、奇特之事に候、

嘉永元戊申年五月

男三人、壹ヶ月、錢三百六拾四文宛、
女二人、壹ヶ月、錢三百六拾四文宛、

嘉永戊申年五月、八ヶ月分、

同己酉年四月、潤、十二ヶ月、

同三庚戌年、十二ヶ月、

同四辛亥年、十二ヶ月、

四拾五ヶ月、

此錢出辻、六拾六貫五百文、

兩替六ツ、

爲金貳兩貳分と五百文、

右平藏上納辻、

嘉永元申年五月、同四亥年十二月迄、四拾五ヶ月、

丹波島村中課業上納辻、合七百參拾九貫三拾二文、

兩替六ツ、

爲金百拾參兩三分參百三拾貳文、

〔町田清右衛門日記〕善光寺地震取調材料六册ノ内、丙、
文部省震災豫防調査會所藏

○氏ハ松代ノ人ナリ、日記數冊ヲ藏セリ、今其中ヨリ信州地震ニ係ル記事ヲ摘錄セリ、

三月廿四日夜四ツ時頃、大地震、前之堤亦泥吹出し、香水無、宮下久作殿池ヲ貫水、乍去此邊には怪化人無之、^(我)出火も無之、家、土藏等、所々大痛、町家等は潰、時之鐘、火之見、鐘樓堂、かしがり、時之鐘大英寺にて突く、

御上、御家中、町家、町外共、假小屋拵、本宅に不入、假屋に寢起す、火も外に燒、小市舟場之上に、川中に山出來、松代町、

町外川中島川北、川東々、數萬之人足出、

廿五日、雷の如く始終鳴、寄、

廿六日、同鳴、寄、

廿七日、同鳴、寄、

廿八日、曉六ツ時頃前、又候大地震、家潰、天王山水内橋水付落る、水内平組にて^(幸)牽置、

廿九日、雷の如く鳴、寄、終には大鐵炮打が如く鳴、寄、天

火にて燒ると申ならし、氣を打、其夜秋の稻妻の

如く、晦日朝迄如此、

晦日、

四ツ時頃、北之方々黒雲押出候、夕立之降、晝時

々晴、又候七時々鳴、寄、

四月朔日、鳴、寄同斷、水内水溜、一晝夜三尺程も溜、大原竹

^(迄カ)御林と附、

二日、大鐵炮打が如く鳴、寄同斷、

三日、同、

四日、曉八ツ時寄、朝同斷、

五日、曉并朝寄、晝頃南風烈敷、九ツ半時寄、大鐵炮打

が如く鳴、少々成る、夜四ツ頃寄、

六日、曉度々鳴、寄、雨降、朝五ツ過晴、八ツ頃寄、^(夜脱カ)に入

寄、

七日、曉寄、朝大筒打が如く鳴、晝寄、七ツ頃寄、夜に入

鳴、寄、水溜と^(溜)切之穴々水少し流、小市村之上に

も留り有之、

八日、晝鳴、又寄る、雨少し降る、夜に入り鳴る、松本領

迄水附、度々右所より、と切々場所へ見届に參

る、

九日、曉鳴、雨降候故、七ツ頃雨漏る、小屋を出、夜明迄

縁^(椽)に居る、朝鳴、晝晴、晝後少し降る、夕方度々

鳴、寄、

十日、曉々大降、并鳴、寄、朝五ツ過々大雨風、四ツ半頃

風止、折々鳴、寄、時々雨少し降、夕方晴、鳴、寄、

十一日、曉同斷、四ツ九ツ鳴、寄、九ツの鐘より割番にて

突、夜五ツ過、兩度鳴、寄る、

十二日、晝鳴、寄、七ツ頃鳴、夜五ツ過鳴、寄、夜中度々鳴、寄、

十三日、晝鳴、寄、雨降、八ツ頃を晴、七ツ過鳴、寄、西北之方にてどぶめきの如く鳴、夫々大鳴、山平林溜之場所切、川に成り、七ツ半過を川中島へ水押出し、一圓に成り、御厩町裏迄水付、寺尾横町、荒神町へは水不乘、夜八ツ頃、水貳尺程、御厩裏引水、右と切三分一程残る、小松原宮裡大木、押倒れ、四ツ屋村貳參軒殘、皆押流、大岩石共、一面白河原に成る、

十四日、曉七ツ過寄、晝四ツ過寄、夜ニ入鳴、寄、

十五日、曉鳴、寄、朝六ツ過出立、川中島川北東共江、

十六日、曉七ツ頃鳴、寄、夜四ツ過鳴、寄、

十七日、朝四ツ過を雷度々鳴、夕立少し降、

十八日、朝六ツ半頃、少々鳴、寄、又寄、

十九日、朝六ツ頃寄、十五日未明立にて出取、川中島川北

村等は、餘り鳴、寄無之、

二十日、(原本缺ク)

廿一日、晝七ツ半頃、鳴、寄強し、

廿三日、同、

廿四日、右より少々静、

右、大震後一ヶ月間の日記に係る、

更に壹ケ年を隔てたる申年三月廿四日かの日記を摘録

すれば、左の如し、○以上三行ハ、渡邊敏ノ註記ニ係レリ、

廿四日、朝霜降、當る四ツ半頃より晴天、朝寒し、九ツ半

頃鳴、夜に入り度々鳴、晝八時過少寄、

廿五日、曉少寄、朝を度々鳴、晝頃を南風吹、夜同斷薄

照、

廿六日、朝雨少降、晝照返シ、同夕方少降、夜に入同、

廿七日、曉雨降、薄照、度々鳴、

廿八日、朝を南風吹、曇る、七ツ頃を雨降、其後晴、入合頃

を又降、夜中同斷、

廿九日、朝雨降、四ツ時過を晴天、時々鳴、夕七ツ過引續

鳴、寄、

四月朔日、曉寄、晴天、

二日、晴天、夕方少南風吹、夜六ツ半頃鳴、

三日、朝四ツ半過、八ツ前鳴、寄、夜に入南風吹、早速

止、晴天、暖、

四日、晴天、暖、晝九ツ過鳴、寄、

五日、晴天、暖、九ツ過寄兩度、晝後曇る、晝八ツ過兩

震災豫防調査報告第四十六號

乙

度鳴、寄、

六日、朝々雨少しづつ降、夜に入晴、夜六ツ過度々鳴、

七日、晴天、晝頃々南風吹、曇る、

八日、曉々雨降、朝五ツ頃鳴、終日降、

九日、朝九ツ頃鳴、寄、中晴天、晝過御笠召す、(日暈)

十日、曉七ツ時兩度鳴、寄強、其跡度々鳴、晴天、

十一日、朝六ツ過鳴、寄、

十二日、朝五ツ頃々雨降、夕方雨晴、

十三日、南風吹通し、同夕七ツ過鳴、寄、其後晴天、

十四日、晴天、夜に入り度々鳴、

十五日、晝前薄晴天、

十六日、晴天、晝後曇る、夕七ツ過鳴、寄、夜五ツ頃鳴、寄、

十七日、朝雨降、時雨の如し、四ツ過鳴、寄、南北風吹、照

降、夕七ツ過より大雨、東北風強吹、夜五ツ過晴、

度々鳴、

十八日、晴天、寒し、北風吹、夕七ツ過度々鳴、

十九日、朝六ツ過強寄、其跡度々鳴、其上貳度鳴、寄、曇

る、四ツ時々晴天、

二十日、曉鳴、寄、晴天、夕方曇る、入會過夕立雨降、夜四

ツ頃鳴、寄、

廿一日、曉鳴、寄、晴天、

廿二日、曉々朝度々鳴、其上寄、曇る、夜に入雨降、

廿三日、朝迄雨少降、曇通し、同夕方鳴、寒し、

廿四日、朝五ツ頃鳴、寄、寒し、

見知り易からしめむが爲め、符號、上に附せしなり、○は
鳴、寄の鳴聲と共に震動を感じたるの符、□は度々鳴るの
符、△は鳴の符とす、滿壹年後の卅日間に得し所、左の如
し、

二十七回、鳴響と共に震動を感じたるもの、

五十回餘、度々鳴とあるを
平均三回と見て、鳴響のみに止りしもの、

再び蟲倉山麓なる震災の踪跡を訪ふ、

前年の遺を補はむとて、再遊せし事故、前年の文と
連続せしめたり、

藤澤組とは、今の日里村に屬する蟲倉山の東南に面せる岩
壁の下に家せし二十二戸の集落にして、谷を隔てて梅木村
城の腰に面せし地なりしが、弘化の大震に、後なる岩壁の崩
壊するありて、前なる深溪を埋没して、更に城の腰を衝き、
兩所にて家屋二十二戸藤澤十八戸、
城の腰四戸、と、男女百九人藤澤八十一
人、城の腰
二十八人を埋却して、隻影を留めざりし所なり、

余は已に臥雲院を辭して、梅木村なる松田氏に至り之を問ふに、氏は本年五十餘歳、地震の當時は、才に七歳の時なりこととて、親ら其見し所を記憶せしにあらざりしも、父老の言によりて事實をば能く暗記せり、先づ余が書に見しところと、人より聞きし所とにより質せしに、氏皆明細に答られたり、城の腰とは何れなりやと問ひしに、我に従ひ來り給へとて、余を伴ひて山の脊をゆく一町許、濶然として東西南の三面を一顧して觀望し得る所に至り、城の腰とは此處にて、是より彼にかけ四戸ありしが、彼藤澤より崩壞し來りし岩石の爲め埋却されしにや、又は捲き去られしにや、寸影も止めざりし、元來此處は、我家^{松田氏}より僅に高き位に過ぎずして、斯く迄高き所にはあらざりし、思ふに藤澤より崩壞し來りし岩石の、山腹を突きて斯く張り出したりしならむ、且當初は澗水の其下を流るゝありて、兩岸絶壁を爲し、田は愚か、畑地と雖も無之、茅場なりしに、抜けの爲めに澗谷は彼が如く埋められ、當時の澗水は其流を絶ち、兩岸絶壁たりしものも、今は此の如き傾斜を爲して、一面の畑地となり、已に墾して水田となりしもの三町に餘れり、我家居の如きも、其右の面は左りの面と同じく、寧ろ一層深き深溪にて、追々かけ落ちて家を隔る數尺の處までは懸崖となり、早晚家居を

移さざるを得ざりし様なりしに、其深溪は埋り、其絶壁は消えて、今は此の如き安全なる位地となれり、是に引換へて藤澤組の家居田地は、數十丈の下に埋却され、彼が如き大石巨岩を以て覆はれ、今日に至りても、田畑たるに望なき荒野と成り果てたり、然れ共某が十二三歳頃迄は、他の石塊は疊疊として遠く連り、石上石を重ね、其石も浮きたる様にて、戯れに石より石へと飛び渡れば、がた／＼と音を發し、其身は繋ぎ連ねたる小舟の上を渡るが如き心地せしものなりしが、雨にうたれ、日に晒され、寒を經、暑を重ねるの間、いつとはなしに石塊の多少は潰へて土砂となり、其大塊も半は地中に埋りて、草を生じ、木を生ずることとなりしと語られき、

氏の隣家に柳善兵衛と稱する老人あり、震災の當時二十七歳なりこととて、よく地震の當時を談ずると聞き、松田氏に招じて、左の問答を爲したり、

問ふ、地震の時、翁の家は家族幾人なりしや、答ふ、父母と某夫婦と一人の子と五人なりし、地震の時は如何にしてありしぞ、曰く父は孫を抱きて疾く寝ね、母は寝ねむとして物の取片^(付腕カ)中にて、妻は尙風呂の中にありしよし、某は眞の寢ばなにて、地震のありしもしらざりしが、母と妻との叫ぶ聲の耳

震災豫防調査會報告第四十六號

乙

に入り、眼を覺したれば、砂塵は室内に充ちて、四壁は已に倒れあり、遽て飛び出でむとせしに、子の叫ぶを聞き、近寄り見れば、父に懷かれながら壁の下となり、苦しまぎれに叫ぶにてありし、父はと見れば、父は壁の下にありても、尙熟睡の體なりしかば、父を起し、子を助けて、戸外に出でし迄は、何事をも辨せざりし、已に戸外に出れば、何やらむ怖しき響と共に、地の揺るゝあり、揺る爲めの響やら、響の爲めに揺るやら、何が何やら夢中にてありしが、風と心附、下の家^{松田家}はと暗を手取りて来て見れば、戸壁は倒れ、柱は傾きたれども、家は倒るゝ迄には至らずあり、呼べども答るものなし、只馬の狂ひ嘶くを聞くのみ、馬をひき出して木の下に繋ぎ、彼是する間に、内の叔父^{今の松田氏の伯父}は出で來り、如何せしやと問ふに、我寝ねありし土藏は、崖下に覆り、我身も共に崖下に落ち、木柱の間に足を挟まれ、身動もならざりしが、其木柱も緩ぎて足を抜くことを得て助かりたりこのことなりき、城の腰は如何せしやと、暗をたどりて往かんとするに、常には道側は崖となり、其下は深き谷間にてありつるに、崖は消へて、谷は道と平なるまでとなり、何やらむ怖しきものが、彼所此所に横たはりて行きもやられず、誠に大聲にて、城の腰の人を呼ぶに應なし、藤澤は如何にと顧みれ

ば、火の光も見へざれば、人の聲もなし、其間にも恐しき響と、地の揺るゝとは、幾回となく起ることなれば、怖しき彌益して、身動きもならずなりぬ、斯くせし間に、念佛寺なる臥雲院より火出でたりしが、忽ちにして盛に焔へあがりたれば、遠近共に白晝の如くなりぬ、其火の光りによりて見渡せば、是は如何、藤澤組のありし處は、巨木大石縦横に散亂して、堆きまで積み重なりありて、後なる山の抜け崩れて藤澤を埋め、又前の谷間を埋めしものなる事を知りたり、さては城の腰は如何にせしぞと、火の光を力にて往きてこれを見しに、昨日までありつる家は、何つしか失せて、人も家も諸共に影もあらざりきと語られたりき、

附記 廿七年の夏に尋ねし時は、松田氏の家より以西は、

岩石の落々たる間に、雑草と雑木との生ずるあるを見しのみにて、荒涼たる有様は、如何にも當時の實況を想するに足りしも、才かに壹年と三四ヶ月を経たる今日、至り見れば、藤澤の崩壊し來りし處に、村役場を建築し、者^マ、小便様のものゝ爲す所にや、岩石を押し片づけて、一二枚の畑なども出來て、去年のさまとは、頗る異なるを感じたり、岩倉の堰、藤澤の役場、利害の上より考ひ來れば、悦ぶべきことなれど、むかしをしのぶ上より觀じ來れば、聊か殺

風景の感なき能はず、

松田氏に一泊を話し、翌早、氏の家を辭し、舊伊折村なる窪田五郎右衛門氏を問ふて、當時の談話を聞き、又氏が筆記したる舊記を借覽せむとの豫定なりき、往て太田組に至り、途に太田吉藏といふ人^(訪)を問ふて、所謂太田組なる大抜の事を質したりき、同氏との談話を序する前、太田組とは如何なる地なるかを略説せむ、

太田組とは、藤澤に對して云へば西手にありて、蟲倉山の西南に面する口開岩と、白岩峰との麓にある集落にして、弘化大震の時、口開岩と白岩峰と、共に字丸山沖と稱する耕地に^(墜カ)墮落し、其勢にて下なる土石を巻き、壑谷に向ふて迸下し去り、所謂太田組と稱する十一戸の家屋と、五十餘人の男女とを擧げ、十數町下なる枋谷と呼ぶ壑中に、埋却せしめし所とす、

吉藏氏は、震災の時二十歳なりしとぞ、當時の有様を語りていふ、某は友人加茂八と共に、隣家の風呂に入り、相伴ふて家に歸りし間際にてありしが、何やらむ怖しき響と共に家は揺り倒されむとせし故、驚きて戶外に飛び出しに、砂礫は雨の如く頭を打ち、土煙は飛びて口鼻に入りて呼吸するを得ず、鼻を掩ふて家の側なる畑の中に伏したりしが、幾回

か下よりはね返され、畑中を展轉したりき、其間異様なる焦げ臭き様の感ありき、其後如何せしや、殆むど氣を失ひし如く、母の襟もとを把りて引起さるゝに心附きて、目を開き見しに、其時は家の上に後なる大杉の、幾本となく倒れ懸りありしを見たりき、其杉は元來家の後にありし爲め、聊か我家の保障となりて、我家は土石の爲めに埋却されず、壁落ち柱傾きたる迄にて、倒るゝにも至らざりしが、彼所此所に見るが如き大石岩の、崩れ懸りし衝に當りたらむには、如何なる鐵壁と雖も、一とたまりもなかりしならむが、幸に彼が如き岩石は、我家の側を磨して下りしが故に、助りしなりと、白岩峰は、口開岩の山嶺より一層高く聳えて見えたりし^{氏の}見ればな^{家よ}に、今日は彼が如し、我家の前より枋谷に至る迄は深谷にて、澗水其下に通じ、兩崖は總て竹藪なりしに、今は此の如き田畑となれり、今友作と呼ぶ人の側にある石は、長さ二十間に亘れり、彼に見る大石は、四間に十六間ありたりき、災餘の當時は、此邊總て大石巨岩に掩はれありて、復舊時の如き田畑になす能はずして、永荒の地たるべしと思ひしに、岩石と雖も極寒に堪へずやありけん、年一年を経るごとに、岩塊は自疎解して土砂に化し、崖の直下こそ彼が如くなれ、舊時の深谷たりし彼等枋谷に向ひし一帶の地の如き、

已に田となり、畑となり了りたれば、其點につきては、今日と昔時とにおいて損益を見ざれども、只氣の毒なりしは、土石の下に埋没されし人々の身にてありき、某が共に風呂に入り共に歸りし加茂八の如きは、才か一足の事にて、土中に埋没されたりき、今日見る所の家々は、夫等姻戚にて名跡を繼ぎたるものにて、十一戸の家族中、一人の生を得しものなきのみならず、一ケの死體すら得る能はざりしと語られたりき、

窪田五郎右衛門氏の曰く、我伊折村は、山中の山中なれども、其中にも又自ら差別あり、太田組は我中賀美、清水等に比すれば、岩壁下を距る遠くして、古來安全なる地、乃ち山中の都と思はれし地にてありし、されば往昔の子守歌に、「清水崖の下、太田は都、なせに中賀美、森の中、」と謠はれし程なるに、清水、中賀美は無事なりしに、安全の地と思はれし太田のみ、彼が如き悲惨なる目に逢ひたりとて、當時或古老の嘆息されしことありしと、

(前ノ鷺澤氏記録ニハ、山崩大小四山抜けと稱するは、松代領内にて大小四萬一千五百七十萬貳千四百五十六ヶ所トアリ) 八とあり、松本領にて一千九百ヶ所餘とあり、此多數なる抜の中にて、最も劇烈にして最慘毒なりしを、吉村とし、岩倉とし、鹿谷とし、五十里とし、念佛寺とし、藤澤とし、

太田等と爲す、然も他の抜けと稱するものは、概ね地と稱すべきものにて、傾斜地なる地床の、溪澗若くは河流に向ふて押出したるに外ならず、藤澤組に至りては、巨石大岩の、地を卷きて崩壊し來りしものにして、其殘酷なる、前者の比にあらず、太田に至りては、岩壁の傾倒と云はんか、山岳の顛覆と稱すべきか、十間二十間に亘る大石巨岩は、五七町の外に放擲されありて、其猛劇なる、人をして驚魂愕魄に堪へざらしむ、

四萬の山抜けとは夥き數にて、遽に之を聞けば、誇言にあらざるなきかの疑あり、實際に就きて之を質せば、其實に然るを領するに難からず、近く是を我長野に徴せむに、眼前なる旭山に就きて之を見よ、今の白岩は、當時は上より下、北より南、白岩と名くる限りは、悉く崩壊せしなりと、一轉して東北に向ひし茂菅、車屋、對岸なる丹崖も、兩三所に分れて河道に墜壞し來りし爲め、車屋邊を水に涵さしめたりしと、茂菅道の如きも大ぬけにて、今の道は舊の道より十間程上に開きたるものなりしと、往生寺の如き、山抜けの爲め破却せられたりしといふ、才か長野に面する一帶三五町の間にして、已に此の如し、况や山複水重四方十餘里に亘り、然も其地盤の脆弱なる岩質よりなる山

中地方においてをや、四萬の數の、決して誇多の言にあらざるを知るべし、

岐阜、名古屋の震災地を尋ねし人あるを聞く、盤梯一切經山の破裂跡を訪ひし人あるを見る、未だ眼前咫尺にある弘化の震災跡を尋ねし人あるを聞かず、地理歴史の上より見、地文地質の方より見るも、自家の智見を開き、人の心意を培養するのの上に於て、是等の事を實際に質すの必要なる事は、更に論ずるを要せず、當時の人にして現存するもの尙多し、當時の跡は湮滅せずして尙在り、然も今に迄むで之を質さずむば、質すべきの人なく、尋ねべきの跡なきに至らむ、今日にありて其事實を質し、之を世上に照會し、之を後世に傳ふるを期するは、特に教育上の材料として必用なるのみならず、日本帝國の地震學上に材料を供するもの、地理歴史を講究するの人、地文地質の學に志あるの人、希くは心を此に致されむことを、

右二十八年の十一月、信濃教育雜誌に掲げし處、

窪田五郎右衛門氏との問答、

氏は伊折村代々庄屋にて、其地の豪族なりし、父祖より記述せしもの多し、

問ふ、貴家は地震の當時は無事なりしや、曰く破損はありし

ものゝ、潰れもせず焼もせざりし、曰く當時の地震を初めより地震と認めしや、曰く最初より地震と認めたり、白岩峰の抜けの如きは、倭じき音なりしなれども、其音も地震の響のみ思ひ、さる事のありことは、露しらざりし、八藏といふものあり、我家の前にて焼ける火光を望み驅け來り、助けて助けてと叫びつゝ、我家は鬼の爲めに揉み潰ぶされ、我家のものは皆鬼に握み去られたり、我のみは逃れ來れり、助けて助けてと、狂氣の如く驅け回る故に、鬼にはあらず地震なり、地震の爲めに汝が家も潰ぶされたるならむと諭せども、いつかな聞入れず、抜け來りし土石の爲めに壁を突き破られ、柱梁を壓し砕かれしを見て、鬼の所爲と思ひしならむ、此方も抜けのありしこと知らで諭したるが故に、彼が耳には入らざりしなり、藤右衛門と稱するもの逃れ來りていふ、我家は抜けの爲め土中に埋められ、我のみ逃れ來りたれど、家のものは残らず地下に埋られたり、見るが如く裸なれば、何ぞ着物を惠まれよとの事故、着代へなど與へて、抜けにはあるまじ、地震の爲めに潰されて土中に陥りしなるべしといへば、某は風呂に入らむとて衣をぬぐと共に、家は上より押し潰ぶされ、我身は外へ飛び出したれど、他は皆土中に埋られたり、我が抜けと思ふことは、家を出て暗中より四方を

透し見しに、森の木の遙かの上にあるを認めたり、又此處の火光を目的に來りたれど、此地に來るにも餘程の登りなり、抜けと共に谷の方へ押落されしに相違なしこの事故、さあらば、荒井の方は地震の爲めに抜けを生せしならむと思ひしも、未だ太田の彼が如くなりしとは、夜の明くるまでは知らでありし、只清水の方は燈火の光も見へ、人聲も聞ゆれど、太田の方には燃火もなく、人の聲も聞えざるは、如何なる事にやと怪み思ひしまでなり、夜の明くるに及びて、太田のさまを見し時は、其有様の怖しさは、實に言語の形容し得る所にあらざりしこの事なりき、

荒井は、抜けの爲め埋められしもの十戸、死者五十七人あり、荒井と森を隔たる廣幅寺組は、六戸を埋却されしも、人は一人も死せざりしと、彦右衛門といへる人の家は、抜けの爲め三十間程押し下されしも、家屋納屋共に損所なく、只才に前の石垣のみ少し損せし迄なりしと、今日見る所の家も、當時の儘なりといふ、

荒井組には、元來溪水ありて、水車等の設けありしも、地震より其水は百間程下に涌き出ることとなりしよし、福廣寺も、當時の地震より水涸れて、今日も尙水に窮し居るよし、窪田氏の側に高さ一丈、幅六尺もあらむと思ふ大石あり、こ

は山上岩壁より墜落し來りしものよし、むかしよりの傳説に、養和中大震あり、そが爲めに岩石に裂開を生じ、動もすれば顛墜せむ様なりしかば、鹿島の神を其下に祠りて、これを封せしよしなりしも、鹿島の祠はいつにか失せて、古老の人、世前にも祠などありしを覺えざりしと、弘化の震災の時、其岩は三ツに分れ、一ツは彼所まで墜落し來りしも、家を外れたるが故に害を爲さず、其中最も大なるものは、岩下に墜つると共に、小なるものを枕にして其地に止りて、是亦害を爲さざりしよし、

大震後も絶へず震動あり、震動の前には、大抵どむと大砲の響の如き音して揺りしもの故、其音を聞くごとに、悪感を生せしよし、

今の日里村の中、念佛寺といひ、梅木といひ、伊折といひ、蟲倉山の半腹以上において、遠くより望めば、人家あり、田畝あるを怪む程なれど、其地に至り見れば、案外にて、麓の地よりは傾斜の度も緩にして、水田も多く、中腹以下の村々は、畑地によりて生を爲し、食料の米は外に仰ぐ事なれども、日里村、乃ち蟲倉山の半腹以上に位する耕地耕地は、米穀も食ふて尙餘裕ありといふ、

物集女翁と問答、

翁は飯山藩臣、震災の當時、三十歳なりしと、

寛保の大水には、松代侯は本丸より船にて海禪寺に逃れ、飯山にては舟を愛宕山の鳥居に繋ぎしと聞く、松代は筑摩河道の改修よりして、洪水の憂を絶ち、飯山は地震によりて千曲河道の陥落せしより、洪水の憂を免るゝ事となり、松代は人工を施して水害を避け、飯山は自然の力にて水災に遠かりたり、聞く或書には、飯山は震災により、其地は壹丈餘も隆起せるが如く記しあり、如何、

曰く、飯山より下高井の木島に渡る處に舟場あり、其舟場に往古より舟番所ありて、水量標あり、水量壹丈に達すれば、非常の合圖を爲す事にてありき、古來一丈三尺に達すれば、堤を越して城下を浸すが故に、一丈餘に至れば、土俵を以て堤の上に築きて、水防を爲すの用意に取懸らしむることなりし、然るに彼四月十三日、岩倉の決壊せし時は、壹丈五尺餘の水量なりしも、尙城下を浸すの憂なく、而して顧みて高井郡の方を見れば、海の如くにてありし、これ等のことよりして、一般に飯山の地陸は高まりて、河道は低まりしと唱へたりき、

飯山城内にも、地陸の高下を生じ、折開せし所も多かりしやに見ゆ、如何、地割は處々に生じたりしが、今一々記せざれば

ども、百間垣と呼ぶ所は、大なる折開を生じ、長さ凡貳町餘に亘りたりき、折開せし方位は、北より南に亘り、筑摩川筋と平行に裂けたりし、總じて飯山の裂開は、大略北より南に向ひたるが如く覺えたりき、

〔弘化四丁未歲大地震災害記録〕善光寺地震取調材料六冊ノ内、丙、文部省震災豫防調査會所藏

信州村々地震災害之場所、爲見分出立御届書、

私御代官所、當分御預り所、信州高井郡、水内郡村々之儀、去月廿四日夜大地震有之、潰家、人牛馬即死多、火災、怪我人等夥敷、山崩、泥砂押出し、一村皆潰亡所に相成候村々も有之趣、訴出候に付、不取敢手附手代共差出、引續私儀場所見分急難救として、同廿六日、中野陣屋出立仕候、依之御届申上候、以上、

未四月

高木清左衛門 印

御勘定所

大地震急難御救拜借金之儀に付、伺書、

御代官所、

當分御預り所、

○以下本文ハ、有所不爲齋雜錄ニ據リ、本卷第二、三、四頁ニ亘リテ掲載シタルモノト同ジケレバ、略セリ、併セ看ルベシ、

弘化四年四月四日出す、

高木清左衛門 印

弘化四年

御勘定所

御附紙

抑切

利喜次郎

書面伺之通、金貳千五百兩被仰付候間、御救筋并用惡水路自普請等之手當に相用、尤凡之見積高に而、素より不殘可遣拂と差極候事にも無之候間、不益之渡方等無之様、精々取締を付、渡方仕譯、返納年賦御勘定之儀は、別紙を以可被相伺候、以上、

末四月六日、御下知濟、

以剪紙致啓上候、彌御安泰被成御勤、珍重奉存候、然者粗御承知被下候半、信州村々、當月廿四日夜戌之中刻々、翌廿五日亥之刻迄、國柄前代未聞之大地震に而、當國之儀は、往古より更に地震は無之由申傳候故、猶更打驚、災害之次第者、別紙伺書に而得と御承知被下度、憂悲天變、不容易奇難之體、見不忍、不便至極、恐怖心配之程、御推察可被下候、就ては當支配所之儀、以前御取扱之儀、委細御承知之通、中之條と違、身元宜もの共無之、役所備積金等者、中野村彦兵衛少々之差出金而已、中之條之方は、千五六兩程も以前者差出備金も有之由に付、何様にも差操取計出來可申處、是に者違却仕、尤柏原六左衛門、東江部村庄左衛門等、箇成もの共有之候處、

何れも皆潰家に相成、松川村元右衛門而已別條無之、たとへ皆々無別條、申諭差出金爲致候共、支配一體之儀、中相々届不申、乍去補之一筋にも可相成處、右之仕合に而當惑至極、捨置候而者村々亡所に相成候は顯然之儀、殊に村々用水(二字符カ)用水普請手入等も難及自力、此節専ら日々耕作苗間仕立、用水肝要之時節、且は吞水に差支候村々多有之、及飢渴、暫時も難捨置、いづれも御捨被置候得者、村々亡所、人命にも拘り、末々御收納御國益を失ひ候事に有之、未見越に者御座候得共、苗間不手届、用水不足、植付旬後れ等相成、當秋田作仕付方、出來不申分も多く可有之、其上田畑共、荒地多分出來候趣届出、當時中々右調迄に者手届不申、誠に以寢食不安、晝夜苦心罷在候段、吳々御憐察被下、以前御支配、土地村柄の様子御心得之儀に付、御差合、何卒伺之通拜借被仰付、村村相續爲仕度、急速御下知相濟候様、奉行所吟味役組頭中江厚御申取被下度、此段偏に奉願候、左も無之候而は、逆も相續方手之付様も無之、斯之場合に至り候而は、御仁惠之御沙汰を以御救不被下候而は、良民共空敷退轉亡所に及、支配之身に取、如何許歎敷奉存候、只管厚御申取可被下候、右之段御頼可得貴意如此御座候、以上、

三月廿九日

高木清左衛門

北條雄之助様

猶以此度之大地震、國中に而も水内、高井郡は殊更痛強様子に有之、中之條支配は、爲差儀も無之様にも粗承り候、善光寺杯は、本堂并境内の内、少々相残り、其餘町方端々迄、不殘皆潰に相成候上焼失、此節開帳中に而、近郷他國々の參詣人夥敷止宿罷在候處、皆々潰家下に而焼死、町方人別も八分通り焼死候由、私支配のもの許に而も、善光寺にて焼死候もの、貳百人餘有之候趣、飯山町杯も同様皆潰家に相成候上に而出火に付、死人夥敷、家中は勿論、城内迄焼失之場所所有之候由に御座候、于今日々少々宛の震返し、一同縮入候、且伺書有之候犀川切開候はゞ、又々水災の異變可有之と之大心配に御座候、吳々本文之趣、厚相願候、以上、

請取申金子之事、

金貳千五百兩也、

(所脱カ)

右者、拙者御代官、當分御預り所、信濃國村々、地震潰家相續御救拜借、御證印相濟候に付、書面の通請取申候、追而返納年賦割合御下知相濟候節、此手形引換可申候、仍而如件、

弘化四年四月

高木清左衛門印

馬場藤五郎殿

山本雄三郎殿

高橋義左衛門殿

蘆澤軍次郎殿

表書之金貳千五百兩、可被相渡候、追而返納年賦割合取極候節、新入手形を以、此手形可被相返候、斷は本文に有之候、

未四月

岡 利喜次郎印

無出座

竹 清太郎

増 金五郎印

關 保右衛門印

立 岩太郎印

退出

羽 龍助

同

佐 脩助

公事方、無印形、

牧 大和守

同

久 佐渡守

震災豫防調査會報告第四十六號

乙

御金奉行衆

松 河内守 印
石 土佐守 印

大地震に而御林山崩損木御届書、

覺

私御代官所

信州高井郡

上木島村之内

大町分

字大林、

一御林反別八拾六町貳反五畝廿壹步、

外口々略す、

右は私御代官所信州水内郡、高井郡村々、當三月廿四日方翌廿五日迄の大地震に而、書面御林反別の内、山崩損木出來候趣届出候間、爲見分手代共差出申候、委細之儀は、追而可申上、此段先御届申上候、以上、

未四月

高木清左衛門 印

御勘定所

信州古海村御林伐拂跡地秣場伺、

私御代官所、信州水内郡古海村字桐久保坂、御林反別貳町八反九畝步、同所御林壹町六反六畝步、右貳ヶ所雜木御拂代金上納仕拂跡地、秣場受到相願候に付、取調、當三月中伺書差出候、然る處同月廿四日夜之大地震に而、右貳ヶ所御林の内

四ヶ所山崩、大荒に相成、御立木は押倒し、悉地(變カ)いたし候間、當時の姿に而は、逆も秣場に相成兼、年來相立地塘御立直り候はゞ格別、依之願下げ仕度旨申立候に付、得と相糺候處、申立の通相違無御座候間、右伺書御下げ被下候様仕度奉奉候、依之此段申上候、以上

未四月

高木清左衛門 印

御勘定所

大地震之虛に乘じ、盜賊共徘徊致趣相聞候間、村々役人共、番人召連、晝夜見廻り、火盜の難無之様可心付、若うろんなる者見極候はゞ、不取逃様捕置、可訴出、此廻狀、早々順達留り可相返者也、

中野

未四月二日

御役所

總廻狀

大地震にて山崩落、貯穀郷藏、土中江押埋候分、御届書、

覺

一粳六石三斗貳升壹合五勺、

信州水内郡

伺去眞光寺村

與市組

内米七升、御下穀、

一大麥三石四斗九斗三合五勺、

外村々略之、

眞光寺、
臺ヶ窪、
坂中、

右者、私御代官所信州水内郡同去眞光寺村與市組、外三ヶ村之儀は、高山之麓、民家山襟高塲に住居罷在候處、去月廿四日夜之大地震に而山拔、貯穀鄉藏、人家共、一同土中深押埋候旨届出候間、見分之上、委細之儀は、追而可申上、此段先御届申上候、以上、

未四月

高木清左衛門印

御勘定所

信州村々損地御届書、

私御代官所

信州高井郡

赤岩村

外村々略之

右者、私支配所信州高井郡、水内郡村々之儀、去月廿四日夜大地震に而、潰家、人牛馬即死、怪我等夥敷、山崩、泥砂押出、書面村々、田畑損地多分出來、一村亡所に相成候村方も有之候段訴出、見分之上、委細之儀は、追而可申上候得共、先此段御届申上候、以上、

未四月

高木清左衛門印

御勘定所

北國往還牟禮宿、外壹ヶ宿、地内道橋大破御届書、

北國往還

字瀧澤川通

私御代官所

信州水内郡

牟禮宿

外略之、

右者、私御代官所信州水内郡北國往還牟禮宿、外壹ヶ宿之儀、當二月廿四日夜大地震に而、人家皆潰火災に而、人牛馬即死、怪我人等夥敷、御普請所往還道橋及大破、地面割裂、人馬通行差支候段訴出候に付、手代差遣し見分爲致候處、申立通り相違無御座、難捨置場所に付、不取敢通路差支無之様、假繕申付置候、依之御届申上候、以上

未四月

高木清左衛門印

御勘定所

御殿

(公事方カ)

下中間

支配所村々、大地震に而死失致候もの、先御届書、私御代官所信州高井郡、水内郡村々之儀、當三月廿四日夜大地震に而、潰家貳千九百七拾七軒、男女死失五百七拾八人、其餘人牛馬怪我人等夥敷、右之外同日善光寺江參詣致し、於同所止宿中、潰家に相成及出火、死失致し候もの共、追々訴出候分、男女貳百人餘有之、前代未聞之災害奇難に而、村役

人共恐怖周章罷在候、いまだ他行之もの不立歸、生死不相分ものも有之趣に相聞候、委細之儀は、追而可申上候得共、先此段御届申上候、以上、

未四月

御勘定所

高木清左衛門印

御殿

公事方

北國往還牟禮宿外三ヶ宿、人馬繼立方、御届書、

私御代官所信州水内郡北國往還牟禮宿、大古間宿、柏原宿、野尻宿之儀、當三月廿四日夜方同廿五日迄之大地震に而、家居皆潰に相成、人馬即死多、怪我人夥敷出來候に付、御朱印御證文之外、人馬繼立出來不申旨、先達而御届申上置候處、今以潰家取片付、小屋懸等出來不申分、多分有之候得共、追追日數相立、諸家江戸表江之往復之家來通行差滯、難澁致し候に付、私支配所内無難の村々江利解申聞、當分の内助人馬爲差出、當月九日方御定人馬之分、繼立申候、依之此段御届申上候、以上、

未四月

御勘定所

高木清左衛門印

信州村々、地震并水難の場所、見分相濟歸着、御届書、私御代官所信州高井、水内郡村々、去月廿四日夜大地震、潰家人牛馬即死多、火災怪我人等夥敷、山崩、泥砂押出、皆潰亡所に相成候村々共、不取敢手附手代共差出し、引續私儀場所見分として、同廿六日、中野陣屋出立仕、日歸り、又は壹貳夜泊りにて廻村中、去月廿四日夜地震にて、犀川筋山崩押埋、流水堰留候場所、當月十三日夜突抜、千曲川江落入、洪水押出し、支配所高井郡、水内郡村々、田畑は勿論、家居水下に相成候場所、見分之上、急難救手當付置、(申脱カ)同十五日歸陣仕候、依之御届申上候、以上、

未四月

御勘定所

高木清左衛門印

水災に而郷藏貯穀泥砂入、又は流失候御届書、
覺

一 粳百五石七斗壹升七合、

私御代官所

内 粳貳斗壹升七合、(下穀脱カ)

信州水内郡
赤沼村

一 大麥四石五斗、

外略之、

赤沼河原
新田、

内町、 三才村、 下駒澤村、 水澤村、

大塚新田、 戸隠新田、 柳新田村、 大倉崎村、 上野新田村、

小沼村、北岡村、押切村、立ヶ花村、牛出村、大俣村、栗林村、片鹽村、安源寺村、新保村、篠井村、東江部村、西江部村、柳澤村、新田共田上村、岩井村、岩井新田安田村、上新田村、山根村、山岸村、其綿村、吉村、野坂田村、坂井村、天神堂村、下木島村、矢島村、

右者、私御代官所、當分御預り所、高井、水内郡書面村々之儀は、千曲川附有之、去月廿四日夜之大地震に而、貯穀鄉藏、人家共、悉震潰候處、右地震之節、山崩に而、犀川筋押埋、流水堰留候場所、當月十三日夜俄突拔、洪水押出、百姓家庇際迄水湛、家財夫食等押流し、鄉藏貯穀泥砂入、又は流失致し候旨、届出申候、見分之上、追而可申上候得共、此段先御届申上候、以上、

未四月

高木清左衛門 印

御勘定所

信州村々損地、再御届書、

御代官所

信州高井郡

篠井村

新保村、西江部村、東江部村、牛出村、栗林村、井上村、片鹽村、安源寺村、壁田村、下木島村、

新田共

坂井村、野坂田村、三才村、小沼村、三ッ屋村、矢島村、

右者、私御代官所、當分御預り所、信州高井、水内郡書面村々之儀は、千曲川筋附に御座候處、去月二十四日夜大地震に而、潰家、人牛馬即死、怪我人等夥敷有之候處、右地震の節、山崩に而、犀川押埋、水堰留候場所、當月十三日夜、俄に突拔、洪水押出、高水に而、百姓家庇際迄水湛、家財夫食等押流し、田畑損地夥敷出來候、(旨カ)届出申候、見分之上、委細之儀は、追而可申上候得共、此段先御届申上候、以上、

未四月

高木清左衛門 印

御勘定所

宿々助成金元利金御下げ之儀に付、伺書、

覺

元金三百兩、

内金六拾兩、

一金貳百四拾兩

信州水内郡

牟禮宿

元金五百七兩貳步永九十三文、但前同年の五分利足、當去年迄

此利金廿五兩壹步永百廿九文六分、五ヶ年之間御下げ戻之分、

高金百貳拾六兩三步永百四十八文、

但天保十四卯年か來る戌年迄貳拾ヶ年賦、
但壹ヶ年に金拾五兩宛御下げ戻、
去る卯か去年迄四ヶ年分、御下げ戻相濟候分、

震災豫防調查報告第四十六號

乙

内金百壹兩貳步永十八文四分、

一金貳拾五兩壹步永百廿九文六分、 同 宿

元金三百兩、 但前同斷、

内金六拾兩、 但前同斷、

一金貳百四拾兩、 同州同郡

元金百兩、 但前同斷、 柏原宿

内金貳拾兩、 但前同斷、

一金八拾兩、 同州同郡

元金三百兩、 但前同斷、 大古間宿

内金六拾兩、 但前同斷、

一金貳百四拾兩、 同州同郡

(元金、内金、原本ニ缺ケタリ、) 野尻宿

合金八百貳拾五兩壹步永百貳拾九文六分、

右者、私御代官所信州水内郡北國往還牟禮宿外三ヶ宿之儀、當三月廿四日夜々翌廿五日迄之大地震に而、宿内家居皆潰相成、就中、牟禮宿之儀は、潰家に相成候上及出火、何れも人馬即死多、怪我人夥敷、前代未聞之災害に付、御傳馬御用難相勤、譯而野尻宿之儀は極貧窮、無難にても相續出來兼、歎訴罷在候折柄之災害、當日凌方に差支、捨置候而は、一同宿方及退轉、御朱印御證文は勿論、北國大名松平加賀守始、參

勤交代之面々、并勤番之家來往復之人馬繼立方に差支、不易成儀、依之急難御救拜借相伺候程之儀に付、書面之宿々年賦御下金、此度之大災に寄、一時に御下戻被下候様仕度、傳馬人足共壹人別に割渡候而者、多人數聊宛に相當候得共、相續足合に仕、急難御救之一助に相成、國中一體之災害、融通等更に出來不申、如何共取計方に違却仕、實に極難に陷悲歎罷在候間、出格之儀に思召、御繰合被下、書面金六百六拾五兩餘之分、伺之通當時皆御下金相成候様仕度奉存候、依之此段奉伺候、以上、

弘化四年四月

高木清左衛門 印

御勘定所

御附紙 御殿印

押切 書面金八百貳拾五兩壹步餘、今般一時に下戻間、

登一郎 伺之通可被取計候、 未六月

差上申御請書之事、

當御支配所私共村々、當三月廿四日夜之大地震、并犀川上平林村地内字虚空藏山崩落、同川江押出埋り候場所、當四月十三日夜拔崩れ落、千曲川筋大洪水に相成候段、前代未聞之奇變、兩度之災害、絶言語艱難に陥り候次第、并大地震に而用惡水路押埋、缺崩候場所等有之、田方植付用水肝要之時節、

差支候而は御收納に拘り候間、右御手當急難御救拜借金等御伺被成下候處、今般之災害極難次第、逸々達御聞、出格之思召を以、御支配所災害村々一統江、早速御救金拜借被仰付候段、不容易儀に有之、大地震之節、潰家山崩等艱難之多少、并大洪水千曲川縁村々、内郷村々共、家居水下に相成候村々等は、兩度之難を請候難澁之村々も有之候に付、災害之様子、一村限り巨細見分御取調、厚薄之次第に寄、今般御救金御割賦、自普請所村繕村々御手當之分共、御渡被成候間、村村共箇成取續候もの共は、拜借不仕勘辨致し合、可成丈小前難澁之もの共御救に相成候様、無甲乙割渡、小前一人別拜借證文者、追而差上可申、不取敢も拜借金御下げ被成下候總體に而者、大造之金高に相成、御料所村々、別段之譯深相辨、偏御仁惠之程厚く難有奉存候、窮迫之時節、猶更精力を盡し、農業相勵、農間には互に實意助合、潰家修覆、寒國雪中之頃に至り不飢凍様、無油斷相續心懸け、必ず御慈悲御恩澤之程、忘却仕間敷旨、小前末々迄不洩様段々可申聞、且年賦返納等之儀者、御伺之上追而被仰渡候旨、承知仕候、右被仰渡之趣、一同難有承知仕候、依之御請印形差上申處、如件、

災害村々

弘化四年

弘化四年四月

總連印

高木清左衛門様

御役所

石代直段下再伺之儀に付、申上候書付、

元石原清左衛門御代官所、當時川上金吾助當分御預り所、并高木清左衛門御代官所、信州水内郡、高井郡村々之内、御年貢石代直段之儀に付伺書、去年年〇月中差出置候處、右伺之儀難被及御沙汰旨、此段御付紙を以伺書御下げ相成候、然る處私共々去月中御届申上候、前代未聞之大地震、并犀川山崩之場所押切開大洪水、災害打重り艱難に陥候始末、追々申上候通、百姓共悲歎、途方暮罷在候間、右御下知之趣申渡候得ば打驚、總體村々共人氣不穩折柄、自然心得違可仕哉も難計段、私共深心配仕候儀有之、當時極難陷、急難御救被成下候程之儀に付、何卒災害之廉を以、今般之儀は、前後之御見合に不拘、出格之儀に思召、壹ヶ年限り伺之通石代直段下被仰付候様仕度、當末年之儀は、御達之趣を以得と取調相伺候様可仕候間、前段申上候未曾有之災害之次第、得と御賢察被成下、伺之通被仰付候様仕度、右様申上候而も御取受無之上は、不得止事御下知之趣申渡候上、猶又難澁再願申立におゐては、此節柄強而理解難申聞、違却仕、再伺之外可仕様無御座、

弘化四年

其節に至り自然人氣に拘り候而者恐入、且は總體之響きにも相成候間、何れも今一應得と御評議被成下候様仕度、元候書相添、此段申上候、以上、

未四月

川上金吾助

高木清左衛門

御勘定所

御救拜借金仕譯書、

一金貳千五百兩、

急難御救拜借金、

内

金貳千七百七拾八兩三步、

金百貳拾貳兩三步、

小以金貳千三百壹兩貳步、

差引

殘金百九拾八兩貳步、

右殘金之儀は、災害村々之内、未御救金貸渡不申分、別紙村名帳之通有之、右村々者難澁も薄く候間、見合罷在、此上歎訴致し候はゞ、取調貸渡候様、右之外此度貸渡候村々之内にも、田畑皆荒、夫食に差支候村々も有之、救方相願候はゞ、先殘金に而相補候心得に有之、當秋作迄之備金に殘置候分、

右之通御座候、以上、

未四月

牟禮宿外三ヶ宿江急難御救金貸渡仕譯、

一金貳拾兩、

牟禮宿、

一金拾兩、

大古間宿、

一金拾兩、

柏原宿、

一金貳拾兩、

野尻宿、

合金六拾兩、

右者、御救拜借一村限帳之内、右四ヶ村貸渡候内、宿場御傳馬御用相勤候廉江、書面之通貸渡置候間、宿々家作拜借、伺之通被仰付候得者、右之内にて返納爲致、殘金江組入、外難澁之村々江貸渡候積り、御下知金高少分に而難澁之分に候はゞ、其儘貸居置候積御座候、以上、

未四月

信州村々、大地震に而致變死候もの御届書、

私御代官所

當分御預り所

信州高井郡

中野村

外拾九ヶ村

一變死人八百四拾壹人、

同州水内郡

内

赤沼村
外四拾貳ヶ村

六百三拾七人、内男貳百六拾九人、
女三百六拾八人、

是は銘々居宅潰家下に相成、即死、深疵に而相果候分、

貳百四人、

是は善光寺町旅籠屋にて焼死致し候分、

右者、先達而御届申上置候、私御代官所、當分御預り所、信州高井、水内郡村々之儀、當二月廿四日夜、大地震有之、家居夥敷震潰、誠に烈敷奇變に而、無難居宅を立退候ものは纔に有之、多分は可立退間合無之、潰家下に相成、右之内怪我も不致無難之もの共も有之候處、梁、桁、柱、天井等落重り被打倒、即死致候もの多、疵請候もの共は、一旦氣絶致し、暫相立正氣付候得共、重き怪我人共は、苦痛其儘罷在、母家潰家下に相成居候もの共、可遁出と闇夜當度も無之所に潜歩行、透間を尋、漸出口を探當、茅屋根を引搔破り、壁押破り立出口(候カ)もの共儀も、何分暗夜故途方に暮、且は時々震立候に驚天致し、更に人事不相辨、其儘に罷在、夜明に至り、追々無難に立退候ものども罷越候に精力を得、銘々家内人數調候處、親、兄弟、夫婦、子供、下男女共之内、不見當者も有之、多分潰家下に相成候儀と存申合、互に助合、屋根并壁等打毀、通路を開、

立入見受候處、梁木、柱等に打潰され即死致し、或は手足を被打敷、可遁出様無之、苦痛堪兼聲立居、悲歎之有様、見に不忍、即死之もの共は是非も無之、怪我人共相助度、一同精力を盡し、梁木、柱等挽伐救出し、藥用介抱致し遣候得共、深疵受候分は、療養不相届相果候分共、書面之通男女六百三拾七人有之、善光寺町旅籠屋に於て致死失候もの共は、村々方道法凡五里方七八里程有之、三月廿四日は、村々仕來に而毎年農業休日(誘カ)に付、村内之もの透引合、五六人又は拾人餘も連立、善光寺如來江參詣致し、同所定宿之旅籠屋に止宿、翌日歸宅之積り申置立出候處、同夜前同斷之災害にて、善光寺門前町家其外皆潰之上及出火、焼失致し候趣相聞候に付、右參詣人共親類身寄之もの共、不取敢同所旅籠屋江罷越承り候處、大地震に而潰家に相成、直様町中一時に及出火焼失致候に付、焼失候には相違無之旨申聞候得共、何れも灰骨に相成、見定出來兼候間、其夜銘々借切候座敷跡を承り、灰取除相尋候處、夫々死骸見當候に付、銘々村方江引取候旨申立、居宅に於て及死失候もの共、一同手代差出見分之上、始末相應相糺候處、前書之通大地震古今未曾有之天災奇難に逢、男女貳百四人は焼失致し候に付、不便至極歎敷候得共、一般之災害有之、何方江對し候ても申分、願筋、毛頭無御座、死骸吊

致度旨、親類身寄之もの共、并組合村役人申之、災害之次第、申立之通聊相違無御座、一同申候符合仕、手代見分之趣も、全怪我に而相果候に無相違相見候旨申之、何にても疑敷仔細不相聞候間、願之通勝手次第取置候様申渡候、依之此段御届申上候、以上、

未四月

高木清左衛門印

千曲川大洪水流死人御届書、

覺

私御代官所

信州水内郡赤沼村

百姓六左衛門娘

たつ

同助五郎女房 未十三歳

一流死人、

みわ

同健藏母 未四十七歳

みな

同藤右衛門母 未六十九歳

とみ

右は、當二月廿四日夜、前代未聞之大地震之節、眞田信濃守

領分信州水内郡平林村地内字虚空藏山、凡貳拾町程山拔崩

落、犀川を塞、川上村々、湖水之如く、數日水湛居候處、去月十三日夜、右崩落切候場所、大岩水中江拔落候次第に缺崩れ、一時に水力にて切破、同川筋洪水、千曲川江落合候處、古今未曾有之満水、浪立渦卷流れ、重疊三丈餘之水嵩、堤總越、所々切處出來、人家軒下迄水冠、急變之洪水、夜中之儀、被押流候もの多人數有之候處、私支配所川通村々之内、書面赤沼村之儀は、堤大切所出來、暫時に高場迄水押開、都合四人被押流候間、川下通り遠方迄手分致し、種々死骸相尋候得共、何分見當り不申、無餘儀立歸り、全流失に無相違、右に付怪敷儀は勿論、願筋毛頭無之旨訴出候間、承り届候、支配所村々之儀は、俄之水災之趣、兼而申觸置候間、老幼之もの共は、高場江小屋懸け、前以立退罷在候間、右之外流死人等、一切無御座候、依之此段御届申上候、以上、

未五月

高木清左衛門印

本多豊後守領分、

外様、

死失三百拾五人、

内男百五拾貳人、
女百六拾三人、

馬四拾五疋、

荒地高千六百七拾五石、

山之内、

死失四百貳拾五人、

内男百八拾壹人、
女二百四拾三人、
僧壹人、

馬百三拾九疋、

川邊、

死失三百七拾壹人、
荒地高四百四拾五石、
町分七町、
死失貳百貳拾六人、
同 本町、
死失八拾七人、
荒地貳千五百八石三斗、
字中長屋分、
死失百貳拾人、
合死失千五百八拾七人、
馬貳百四拾疋、
荒地七千貳百五拾三石口斗、
外家中、長家分死失、百廿人程、
松代真田信濃守領分、
一損毛高三萬貳千八百五石餘、
一潰家七千六百七拾貳軒、
一即死貳千七百七拾五人、

男百五拾八人、
女貳百拾貳人、
僧壹人、

(荒地高原
本ニ缺ク)

内男九拾九人、
女百廿七人、

内男三拾貳人、
女五拾三人、
僧壹人、

馬八疋、

(内別、原本ニ缺ケタリ)

本田、新田共、

内田方壹萬八千五石餘、
畑方貳萬貳千七百廿石餘、

内四拾九軒燒失、

内貳百軒、燒失の上、灌水に入、
三百軒、山拔、土中埋、

六百軒、灌水にて浮出す、
六千五百拾七軒、(潰脱カ)

内三百四拾六人、山崩土中埋之分、

内男千貳百貳十貳人、
女千五百四十貳人、

僧拾人、
社家壹人、

一即死穢多七拾八人、
内六拾七人、土中埋、

一斃馬貳百六拾七疋、
内六疋、土中埋、

本多豊後守領分大地震災害之始末、其外内糺仕候趣、左に申上候、

一豊後守拜領高貳萬石、不殘信濃壹ヶ國に而、居城飯山ヶ下領分を外様と唱ひ、同前ヶ上を山之内、川邊と、都合三郷組譯有之、水内郡、高井郡に而、同郡之儀は、漸高六拾石ならでは無之、餘は水内郡村々に而、城下町ヶ千曲川縁通り三才村迄を川邊と唱、城下町ヶ山手通り北國往還筋吉村、田子村迄、山中と唱、總領分高辻込高共、凡三萬四五千石程有之候由に御座候、

外様組、

一死失三百拾五人程、
内男百五拾貳人、
女百六拾壹人、

一荒地高貳千百貳拾石、

内高四百五拾石餘、城付村々荒地之分、

山之内組、

一死失四百貳拾五人程、
内男百八十一人、
女二百四十三人、
僧壹人、

外斃馬百三拾九疋、

一荒地高貳千六百石餘、

川邊組、

一死失三百七拾人程、
男百五十一人、
女二百十二人、
僧一人、

外斃馬五拾九疋、

一荒地高四百四拾石餘、

一同高貳千百石餘、
千曲川滿水に付、損地之分、

外 様、

山之内 組、

川 邊、

一潰家貳千貳百八拾軒餘、

此救金五百七拾兩、
但壹軒に付、金壹步づゝ、

一半潰八百三拾軒餘、

此救金五拾壹兩三步四朱、
但同斷、永六十二文五分、

但潰家之儀は、何分組々一村限之處相分兼、領分中事實

之處取東候分、漸内探仕候、

城下町、

一潰家六百九拾七軒、

内六百七軒燒失、

此救金三百四拾八兩貳步、
但壹軒に付、金貳步づゝ、

一死失四百七拾六人、

内貳百貳拾人程燒失、

外斃馬貳疋、

救金千兩壹步貳朱、

外金七百兩餘、

合潰家貳千九百七十七軒、

半潰八百三拾軒、

死失五百八拾六人、

外斃馬貳百四拾六疋、

合荒地高七千貳百六拾石餘、

一飯山城内之儀も、本丸、二丸、三丸共、櫓、圍塀、石垣等、其

外所々悉及大破、二丸、西曲輪兩所に、領主住居向有之候

處、半潰に相成、近々豊後守立城之由にて、領内林之伐木

を以、當時専ら破損修覆罷在候趣、家中屋敷も四拾軒餘

潰、長屋拾七八棟潰候由、家中内男女百貳拾人程死失之

由、城下町圍穀も燒失、粃千石餘燒失致し候由に御座候、

一豊後守勝手向、至而不如意に有之、無難之年柄にても、每

暮融通六ヶ敷、おのづから家中等江之手當向も不行届由

之處、古今未曾有之災害、殊に城下町震潰し候上及出火、

領主勝手向取賄候町人共五六人有之候處、何れも諸道具

は勿論、衣類金錢共、何壹ツ取出候儀出來不申、土藏も潰

れ、震損等之分共、皆燒失致し、如何共可致様無之、城内向

も燒失、潰家等に而、上下共最初の程は驚天致し、途方暮

是は家中并領分中江、別段之手當致し遣
候由に付、右之儀、村々内探仕候得共、晚
と相分不申、不分明にて、金高差控へ難申
上候、

内 八十六軒、土中埋、
六百拾七軒、燒失、

内 百六十人、土中埋、
二百二十人、燒失、

罷在、江戸屋敷江之注進等も遅り候由、右の次第に付、領分中救方手當等茂不行届、素々勝手向不廻りに付、備米金等も至て手薄之由、領内身元宜ものは無之、城下町有徳之ものは丸焼に相成、村々々種々歎訴申出候もの共江の了解、差向手當之不行届始末、無隔意有之儘打明け申聞、追追は救方致し遣候由申之、期を後り罷在候由に相聞、尤城下町并近郷之もの共江は、潰家、焼失翌朝を焚出し小屋取建、四月十五日迄、飢人共爲相凌、右之外其當座手當向、更に無之處、去月中旬頃に至り、町方江軒別に金貳歩づゝ、在方は潰家壹軒に金壹歩宛、半潰壹朱、右之外場所之次第に寄、別段手段遣し候趣に有之候處、此分、何分村限り聞調出來兼候得共、多分之儀には有之間敷相聞候、且領分之内宿場江は、左之通別段差遣し候由に御座候、

金七兩貳歩、

淺野宿、

夫人足貳拾人宛、但日數廿日之間、

金拾五兩、

神代宿、

夫人足貳拾人宛、但日數廿日之間、

金七兩貳歩、

皆作宿、

夫人足同斷、 同

一山之内組村々之儀は、山中而已にて、數拾ヶ所山崩有、土

中埋に相成候家數八拾六軒、人數百六拾人餘有之由、且戸隱山を流出候鳥居川、字芋川堰と唱、大古間宿、柏原宿之間より堰入候、山之中段通り七里拾八町之并筋有之、村々用水懸り田方三千五百石餘、右流末飯山を上蓮村迄懸り候由之處、右并路筋數拾ヶ處之山崩に而悉潰れ、假堰之手段無之、空敷右田方之分、當年は稻作仕付相成兼由、其餘用水絶に相成候場所、多有之候由に相聞候、

一川邊組千曲川縁村々之内、前書之通洪水にて、川缺、石砂入等之荒地、多出來候由、右之内今井村、蓮村は、大切所に相見申候、右内糺仕候趣、書面之通御座候、豊後守勝手向不如意之趣、當年之災害にて、碯と差支候由、荒地之損亡、田方毛替作之減にて、當年之收納、過半之減方にも可相成由にて、村々難澁之儀は勿論に候得共、領主逼廻(道カ)、家中扶助も出來兼、借米多に付、家中共難澁之體に有之、最寄町場之村々江手寄を求め、諸道具等賣拂候者共も有之由、且懸り役人共、領分村々江、迎も松代、須坂、椎谷等之様には手當筋不行届、勘辨致し吳候との理解之由に而、「本文椎谷と申候は、越後國に而高壹萬石、當時大番頭堀出雲守陣屋有之、右高之内五千石越後椎谷付、高五千石信州高井郡に有之、小布施村隣村に出張陣屋有之、役人相詰

震災豫防調查會報告第四十六號

乙

罷在、此度之大地震に付、越後國領分身元宜もの、上金致し、右にて十分に救方出來候由に申致候儀御座候、村々共無餘儀聞受、歎氣いたし難澁相堪、村々示合、夫食讓合、取續罷在候由にて、當時人氣穩之様子御座候、且城内向之修覆、領分中、堤、用惡水路、及大破候普請場所、數拾ヶ所、多分之入用相懸り、專取調中之由に相聞申候、依之此段申上候、以上、

未六月

高木清左衛門手附元

小林甚右衛門

私御代官所、信州水内郡伺去真光寺村之内、真光寺組、(民脱カ)窮御救米金被下方、伺書、

覺

高百五拾六石七升四合、

伺去真光寺村、

内高百七石壹斗三升六合分

伺去組、分、金左衛門組、

高四拾八石九斗三升八合、

真光寺組、

内 高三石九斗三升壹合七勺、

飛地之場所無難、御年貢上納仕候分、

高四拾五石六合三勺、

居村附田畑、亡所に相成候分、

家數拾六軒、皆土中埋、内三軒、家内不殘死絶候分、

人數七拾七人、

内拾八人、五拾九人、

土中埋、即死之分、助命罷在候分、

私御代官所

一 米拾四石六升貳合、

信州水内郡伺去真光寺村之内

真光寺組

窮民御救米金

被下方伺辻、

但書面米拾四石六升貳合は、夫食に被下候積、中野村陣屋内御圍籾を以相渡、金百拾壹兩餘は、御金藏を請取可申積、

右者、私御代官所信州水内郡伺去真光寺村之儀者、善光寺最寄山入に有之、右村々之内、字真光寺組と唱候出郷有之、本

村々壹里餘猶又山奥、飯繩山添駒澤川水元(源)纔打開候谷間に、

居村附高四拾五石餘、此反別七町步餘之棚田畑有之、百姓家

拾六軒、寺院壹ヶ寺、人數男女七拾八人住居罷在、右田畑、銘

々持地、耕作農間に山稼専ら致し、御年貢諸役、相勤罷在候

處、聊之田畑にて、銘々家内扶助夫食にも引足不申、年中持

山々柴薪を樵夫、善光寺町江運送致し、右賣代殘にて夫食之

足合、日用之品々買求め、至而乏今日を營罷在候處、右出郷、

當三月廿四日夜之大地震災害之中にも事變り、無類之震動、

家居田畑共、總體平押に駒澤川低場之方江凡壹町半餘も震

下げ、拾六軒之家居、寺院共、一時に押潰し、續而後ろ之高山

夥敷山崩落、潰家不殘覆冠山を成し、土中深押埋候、崩土悉

巖石之如く散り亂れ、步行致し候足場も無之、荒亡奇變之

體、申上警がたく恐怖仕候、併山崩暫時間合有之候に付、土中埋死候男女拾八人而已、右之内死絶候分三軒、其餘は家別に危難助命致し候者共、都合男女五拾八人有之候得共、出郷一村退轉、田畑共亡所に相成、及飢渴候間、其砌方夫食救方致し遣、離散を止め、假小屋に一同差置、其後拜借金等貸渡、當節迄露命を繋罷在候處、差向住居屋敷地に可相成地所無之候間、最寄に於て龜繪圖面に記候場所見立遣、右地所者眞光寺村、并私支配所西條村西組之地所に有之候間、借地致し、寒國雪中之頃に至り、不凍相凌候様居小屋取建候積り、且銘々外少々宛飛地之田畑、并に他村之小作致し居候者共も有之候間、右を耕作致し、追々亡地開發、元地へ立戻り住居致度、一統之心願に有之候處、何れも衣類、家財、農業、山稼之道具等、不殘土中深押埋、掘出し候儀出來兼、責而は死骸許も葬度、種々掘試候得共、何分土中深見え兼、如何共可致様無御座歎息仕、窮迫及飢居候中、右品々買求め候才覺手段、曾而無之、此上業體に基、稼方出來候様罷成候はゞ、相續可相成、此儘拾置候得ば、顯然及飢命、律儀之良民共も人情取失ひ、終には親、妻子、兄弟をも見捨、銘々離散致し候様成行、一般之災難、行先にイ茂成兼候節は及飢、老人、子供共者餓死致し候事に可有之、何共歎敷不便之至、就ては勸農亡地

新に開發御取立被下候思召を以、窮民御救筋、御仁惠御慈悲之御沙汰不被成下候而者、迎も行立不申、相續方勤辨仕候處、右亡地之内にも、荒地之次第、厚薄も有之、當時年季を限り、起返り反別等見極候儀には至り兼候得共、連々には御年貢上納可相成、人別に對し合、耕作地不足之儀に付、出精起返候儀者勿論之儀、前書飛地出作等も有之、農具に差支候處、農業山稼に相用候道具料迎も拜借被仰付候共、返納之手當無御座候間、右買上代金被下置度、且新規小屋懸け材木類は、銘々持山之雜木伐採相用候様可仕處、諸色買求代金に差支候間、是又被下置度、左候はゞ村内申合、相互に手傳、何様にも取建、雪中凌方手當は出來候處、當時親妻子扶助可致稼方無之、殊に雪中相成候得者、平年共耕作者勿論、山稼も相成兼候に付、九月中旬頃迄、精々山稼差働、薪等伐採、居宅庭江持送り圍置、來春迄追々に市場持出し賣代換、日用之品買求め取續候儀に而、冬分に至候得者、山中分而雪深、寒威強、閉籠、男は繩索、菴を織、女は糸を取、光陰を送り、翌年春三月雪解之時節、待久敷存、男女共農業、山稼に取懸り、早春方冬籠迄之手當、無油斷手繰相稼候處、當年之儀者、地震後耕作山稼共絶而相休罷在候間、當節方來正月迄之夫食之手當取續方、手段無御座、及渴命可申、薪之儀者、銘々本村懇之

ものゝ鉦、斧等、透間に借受、山稼、冬籠の手當文は整置度、勿論只今にも道具出來候はゞ、可相成は雪中以前相及候丈者、山稼、夫食日用之品買求め候足合に致し度候得共、前文の通諸道具買求め候手當、礎と差支、空敷今日を送り罷在候由に付、家數拾三軒分、新規小屋取建候諸色代、并農業、山稼諸道具之内、差懸り入用の分、荒増取調候處、左之通御座候、

一新規小屋拾三軒、

但壹軒に付、永三貫文づゝ、

此諸色代金三拾兩、

一鋤拾三、

但壹挺に付、永貳百五拾文づゝ、

此代永三貫貳百五十文、

一鍬貳拾六、但壹軒貳挺づゝ、

但壹挺に付、永百八拾七文五分、

此代永四貫八百七拾五文、

一鎌貳拾六、但壹軒貳挺づゝ、

但壹挺に付、永三十一文三分、

此代永八百拾三文八分、

一鏝拾三、

但壹挺に付、永貳百五十文、

此代永三貫貳百五拾文、

一鋤簾拾三、

但壹つに付、永九十貳文三分、

此代永壹貫百九拾九文九分、

一稻扱拾三、

但壹挺に付、永貳百五十文、

此代永三貫貳百五十文、

一馬把拾三、

但壹挺に付、永貳百三十四文四分、

此代永三貫四拾七文貳分、

一備中鍬拾三、

但壹挺に付、永九十三文八分、

此代永壹貫貳百拾九文四分、

一春臼拾三、

但壹つに付、永三百七拾五文五分、

此代永四貫八百七拾五文、

一碓拾三、

但壹つに付、永百八拾七分五分、

此代永貳貫四百三拾七文五分、

一挽磨拾三、

但壹つに付、永五百文、

此代永六貫五百文、

一鞆拾三、

但壹つに付、永貳拾三文四分、

此代永三百四文貳分

一杵拾三、

但壹つに付、永貳拾三文四分、

此代永三百四文貳分、

一肥桶貳拾六、但壹軒貳荷づゝ、

但壹荷に付、永百拾七文貳分、

此代永三貫四拾七文貳分、

一天秤棒貳拾六、但壹軒貳本づゝ、

但壹本に付、永拾貳文、

此代永三百拾貳文、

一捌拾三、

但壹つに付、永貳拾三文四分、

此代永三百四文貳分、

一机拾三、 此代永四百六文九分、	但壹つに付、 永三拾貳文三分、	一緝篩拾三、 此代永六百九文七分、	但壹つに付、 永四拾六文九分、
一槌拾三、 此代永三百四文貳分、	但壹つに付、 永貳拾三文四分、	一犁拾三、 此代永壹貫拾五文三分、	但壹つに付、 永七拾八文壹分、
一粃簾拾三、 此代永四百九拾文壹分、	但壹つに付、 永三拾七文七分、	一吳槌拾三、 此代永貳百貳文八分、	但壹つに付、 永拾五文六分、
一米簾拾三、 此代永四百三拾壹文六分、	但壹つに付、 永三拾三文貳分、	一蕙六拾五枚、 此代永壹貫貳百六拾七文五分、	但壹つに付、 永拾九文五分、
一簸簾拾三、 此代永三百四文貳分、	但壹つに付、 永貳拾三文四分、	一根古貳拾六枚、 此代永壹貫八百貳拾七文八分、	但壹枚に付、 永七拾文三分、
一肥柄杓貳拾六、 此代永三百八拾貳文貳分、	但壹本に付、 永拾四文七分、	一肥籠貳拾六、 此代永九百八拾文貳分、	但壹つに付、 永三拾七文七分、
一肥大柄杓拾三、 此代永三百四文貳分、	但壹本に付、 永貳拾三文四分、	一萬穀拾三、 此代永五貫五百貳拾五文、	但壹つに付、 永四百廿五文、
一泥障拾三、 此代永四百六文九分、	但壹つに付、 永三拾壹文三分、	一鉦拾三、 此代永八百拾貳文五分、	但壹挺に付、 永六拾貳文五分、
一箕貳拾六、但壹軒貳つ宛、 此代永四百八拾壹文、	但壹つに付、 永拾八文五分、	一大鋸拾三、 此代永四貫三百三拾貳文九分、	但壹挺に付、 永三百三拾三文三分、
一唐箕箱拾三、 此代永六貫五百文、	但壹つに付、 永五百文、	一小鋸拾三、 此代永壹貫六百貳拾五文、	但壹挺に付、 永百廿五文、

一大斧拾三、

但壹挺に付、永貳百五拾文、

此代永三貫貳百五拾文、

一小斧拾三、

但壹挺に付、永百廿五文、

此代永壹貫六百貳拾五文、

合金百拾壹兩永七拾四貫六分、但壹軒に付、金八兩貳歩永四拾四文貳分、

右之通小屋懸諸色代、并業具料被下置候はゞ、銘々早速稼に

取懸り候儀に者御座候得共、前書申上候、助命罷在及飢渴候

もの共、此救夫食不被下置候而者、(在カ)立住養育出來候に付、(兼脱カ)

取調候處、左之通、

人數七拾七人、内拾八人、土中埋、即死、

一飢人數五拾九人、御救夫食被下候分、

男貳拾人、

此米七石壹斗貳升

但壹人に付、米貳合づゝ、

女三拾九人、

内貳拾四人、六拾歳以上、拾五歳以下男入、

此米六石九斗四升貳合、

但壹人に付、米壹合づゝ、

但當未七月朔日カ十二月晦日迄、小を引、延日數百七拾

八日分被下候積、

合米拾四石六升貳合、

右之通御救夫食被下置候様仕度、右者、御定法通り男壹人米

貳合、女并六拾歳以上拾五歳以下之男者、壹人壹合と取調相

伺候得共、右に而者引足不申、尤農民共、平常米は食し不申、

定食麥、粟、稗、芋、菜、大根、其外野菜之類者勿論、草根、木芽

等、定式糧に致し、荒年之節者、猶更右之外食し無害、飢を凌

候草木數品有之、右取溜貯置相用候處、兼而精々申渡置候儀

に而、書面之通夫食米被下置候共、雜穀糧之類は、銘々才覺不

仕候而者、露命を繋る事に者至り兼候儀に有之、當年中之處

御救被成下候はゞ、追々農業、山稼共、精々相働、夫食之融通

も出來、細々茂取續候様罷成候間、此際之處御救被下置度、

奉蒙御慈悲候上者、冥加を辨、出精開發、御年貢之儀者、何様

とも相勵上納仕度旨申之、艱難之中神妙之申立方に有之、且

少高出郷之村江、米金ともに而は御出方も相嵩、何共恐入候

間、御救米之儀者、中野村陣屋郡中御圍米之内を以相渡候様

仕候はゞ、別段之御出方にも相成不申に付、右之方に治定

仕、取調申上候儀に御座候、右者、眞光寺組極難に陥候始末、

前書之通に付、得と御賢察不被成下、出格之譯を以伺之通被

成下候はゞ、良民共離散も不仕、古來々住居之土地難忘相續

仕、偏御仁惠之程難有可奉存、於然者御救金之儀は、御金藏

カ受取之、夫食之米者、御圍籾の内を以相渡、御勘定組之儀

者、別紙を以相伺候様可仕候、依之書付類貳冊、龜繪圖貳枚

相添、此段奉伺候、以上、

弘化四年六月

高木清左衛門 印

御勘定所

信州伺去眞光寺村之内、眞光寺組窮民、御救米被下方伺書、

覺

眞光寺組、

高四拾八石九斗三升八合、

内四拾五石六合三勺、

家數拾六軒、

内三軒、

人數七拾七人、

内拾八人、

殘五拾九人、

私御代官所
信州水内郡伺去眞光寺村之内

眞光寺組
窮民御救御手當米、

一米拾四石六升貳合、

内
男貳拾人、

此米七石壹斗貳升、

但壹人に付米貳合づゝ、

女三拾九人、内九人、六十歳以上、拾五歳以下之男人、

此米六石九斗四升貳合、但壹人に付米壹合づゝ、

是者、當未七月朔日、十二月晦日迄、小を引日數百七十
八日の分、

右者、私御代官所信州水内郡伺去眞光寺村之儀者、善光寺最
寄山入に有之、右村之内字眞光寺組と唱候出郷者、本村
壹里餘猶又山奥、飯繩山添駒澤川水元(源)纔打開候谷間、百姓家
拾六軒、寺院壹ヶ寺、人數男女七拾七人住居罷在候、居村附
田畑高四拾五石餘、銘々所持、耕作農間に山稼致し、御年貢
諸役相勤罷在候處、聊之田畑にて、銘々家内夫食にも引足不
申、年中持山方柴薪之類、善光寺町江持出し、右賣代殘に而
夫食之足合、日用之品々買求め、至而乏營居候處、當三月廿
四日夜大地震にも事變り、無類之震動にて、家居田畑とも總
體平押に駒澤川低場之方江、凡壹里半餘も震下げ、寺院とも
都合拾七軒、一時に押潰し、續而後ろ之高山夥敷崩落、潰家之
上江如山覆冠り、散亂れ候分者巖石に均く、歩行致し候足場
も無之、奇變之體、併山崩落候迄に者、暫時間合有之候に付、
一同逃出し候得共、土中埋死候男女拾八人、右之内家内死絶
候分三軒、其餘家別に逢危難助命致し候もの、都合男女五拾
九人有之候得共、出郷一村退轉、田畑とも亡所に相成、及飢
渴候間、其砌方夫食等手當致し遣、離散を止め、假小屋に一
同差置、此節迄露命を繫罷在候處、差向住居屋敷地に可相成

場所無之候間、最寄に於て別紙繪圖面に記候場所見立遣、右地所は眞光寺村、并私支配所西條村之地所に有之、借地致し、雪中相凌候様、居小屋取建候積、且銘々飛地之田畑、并他村小作致し居候もの共も有之候間、右を耕作致し、追々亡所開發、元地江立戻り住居致し度、一統之心願に有之候處、何れも衣類、家財、農業、山稼之道具等、不殘押埋、掘出候儀出來兼、責而者死骸許も葬度掘懸り候得共、何分土中深見^(えカ)居兼候趣、殊に窮迫及飢候中に者、右品々買求め候才覺手段曾而無之、此上業體に基、稼方出來候様罷成候はゞ、相續可相成、此儘捨置候得者、顯然及渴命、律儀之良民共も人情取失ひ、終には親、妻子、兄弟をも見捨、銘々離散致し候様成行、一般之災害、行先にイ方も成兼候節者及飢、老人、子供者餓死致し候事に可有之、何に而も歎ヶ敷不便之至、就而者亡地新開發御取立被下候思召を以、窮民御救助之御沙汰不被成下候而者、迎も行立不申、依之相續方勘辨仕候處、右亡地之内にも、荒地之次第、厚薄も有之、當時年季を限り、起返等見極候儀に者至り兼候得共、連々に者御年貢上納可罷成、人別に對し合、耕作不足之儀に付、出精起返候者勿論之儀、前書飛地出作地等も有之候處、差當り農具に差支候間、拜借等之儀可申上處、出郷一村皆亡所相成候事故、返納方目當

も無之に付、家數拾三軒分、新規小屋取建候諸色代、并農業、山稼諸道具之内、差當り入用之分は、今般別段に被下方相伺候得共、前書助命致し候五拾九人之者共、御救夫食不被下候而者、迎も在住養育出來兼、乍去小高之出郷江米金被下方相伺候而者、御出方も相嵩、何とも恐入候間、右御救米の分者、支配所内奇特之もの共、郡中相續方備として先年差出金致し、御貸附に相成、右利金に而當時迄年々糶買入、中野陣屋江圍置候内を以相渡候様仕候はゞ、別段之御出方にも相成不申候に付、當七月朔日か十二月晦日迄、日數百七拾八日分、書面之米被下置度、左候得ば今般別段相伺候農具代、其外被下方之分、御下知濟次第、諸道具買求め、手之及候丈、雪以前山稼致し、來春々之取續方も出來可申儀、右之通出郷一村御取立に相成候得者、良民共離散も不仕、古來々住居候土地にも不相離相續仕、偏御仁惠之程、難有相辨、出精開發、御年貢之儀者、何様にも相勵上納可仕候間、格別之御評議を以、何卒伺之通被仰付候様仕度奉存候、右圍糶御勘定組之儀者、別紙を以申上候様可仕候、依之奉伺候、以上、

弘化四年八月

高木清左衛門 印

御勘定所

御附札

書面伺之通、可被取計候、

未八月

押切

利喜次郎

信州伺去眞光寺村之内、眞光寺組窮民、御救金被下方伺

書寫、

覺

眞光寺組、

高四拾八石九斗三升八合、

内高四拾五石六合三勺、

田畑亡所に相成分、

潰家貳拾四軒、

内 八軒、所々飛離住居罷在、皆潰に相成候得共、變地等不致に付、外村々潰家拜借候方江組入、別紙相伺可申分、

三軒、土中埋、死絶分、

殘拾三軒、皆土中埋、

私御代官所

信州水内郡伺去眞光寺村之内

眞光寺組

窮民御救御手當金、

但壹軒に付

金拾五兩づゝ、

一金百九拾五兩、

右私御代官所信州水内郡伺去眞光寺村之儀者、善光寺最寄山入に有之、右村之内字眞光寺組と唱候出郷、家數貳拾四軒之内、八軒者本村最寄、其外所々江壹貳軒宛飛離れ住居致

し、家數拾六軒、并寺壹ヶ寺者、本村が壹里餘猶又奥山、飯繩山添駒澤川水元纔打開候谷間に、一纏に住居罷在、男女七拾七人、居村附田畑高四拾五石餘、銘々所持、耕作農間に山稼致し、御年貢諸役相勤罷在候處、聊之田畑に而、銘々家内夫食にも引足不申、年中持山が柴薪之類、善光寺町江持出、右賣代錢に而夫食之足合、日用之品々買求め、至而乏營居候處、當三月廿四日夜大地震之中にも事變り、無類之震動に而、家居田畑とも總體平押に駒澤川低場之方江、凡壹里餘(町カ)も震下げ、寺院とも都合拾七軒、一時に押潰し、續而後ろ之高山夥敷崩落、潰家之上江如山覆冠り、散亂候分は巖石に均く、步行致し候足場も無之、奇變之體、併山崩落候迄には、暫時間合有之候に付、一同逃去候得共、土中埋死候男女拾八人、右之内家内死絶候分三軒、其餘家別に遁危難助命致し候ものども、都合男女五拾九人有之候得共、田畑共亡所に相成、及飢渴候間、其砌が夫食等手當等致し遣、離散を止め、假小屋に一同差置、此節迄露命を繋ぎ罷在候處、差向住居屋敷に可相成場所無之候間、最寄に於て別紙繪圖面に記候場所見立遣、右地所は眞光寺村、并私支配所西條村之所有に有之候間、借地致し、雪中相凌候様、居小屋取建之積り、且銘々飛地之田畑、并他村小作致し居候もの共も有之候間、右を耕作致

震災豫防調査報告第四十六號

乙

し、追々亡所開發、元地江立戻り住居致し度、一統之心願に有之候處、何れも衣類、家財、農業、山稼之道具等、不殘押し理、掘出し之儀出來兼、責而は死骸許も葬度掘懸り候得共、何分土中深見居兼候趣、殊に窮迫に及飢居候中に而、右品々買求め候才覺手段會而無之、此上業體に基、稼方出來之樣罷成候はゞ、相續可相成、此儘捨置候得ば、顯然及渴命、律儀之良民共も人情取失ひ、終には親、妻子、兄弟をも見捨、銘々離散致し候様成行、一般之災害、行先にイ方も成兼候節は及飢老人、子供は餓死致し候事に可有之、何とも歎敷不便之至、就而者亡所新に開發御取立被下候思召を以、窮民御救之御沙汰不被成下候而者、逆も行立不申、依之相續方勘辨仕候處、右亡地之内にも、荒地の次第、厚薄も有之、當時年季を限り、起返等見極候儀には至り兼候得共、連々には御年貢上納可相成、人別に對し合、耕地不足之儀に付、出精起返候者勿論之儀、前書飛地出作地等も有之候處、差當り農具に差支候間、拜借等之儀可申上之處、右一纏之場所、皆亡所相成候事故、返納方目當も無之、并新規小屋懸け致し候分材木類は、銘銘持山の雜木伐採相用可申候得共、諸色買求代金才覺方も無之、旁必至と當惑仕候間、右兩様共相續方御手當金被下置度、左候はゞ村内申合、相互に手傳、何様にも取建、雪中凌方

手當出來可申、當時親妻子扶助可致稼方無之、殊に雪中に相成候得者、平年耕作は勿論、山稼も相成兼候に付、九月中旬頃迄、精々山稼差働、薪木等伐採、居宅庭江持送り圍置、來春迄追々に市場江持出し賣代替、日用之品買求取續候儀に而、冬分に至り候得者、山中分而雪深、寒威強く、閉籠罷在、翌年春三月頃々山稼に取懸り、冬籠り迄の手當、無油斷手繰相稼候處、當年之儀は、地震後耕作、山稼共絶而相休罷在候間、當節々來正月迄の夫食の手當て取續方、手段無御座、及渴命可申、薪之儀は、銘々本村懇意のもの、鉈、斧等、透間に借受、致山稼、冬籠之手當丈は整置度、勿論只今にも道具出來候はば、可相成者雪中以前、手の及び候丈稼方致し、夫食日用之品買求候足合に爲致度候得共、前文之通諸道具買求候手當、確と差支、空敷其日を送り罷在候に付、家數拾三軒分、新規居小屋取建候諸色代、并家財、農業、山稼諸道具之内、差懸り入用之分共一式、見込壹軒に付金拾五兩づゝ、家數拾三軒分、出格之御沙汰を以御救助として、良民共離散も不仕、古來々住居之土地にも不相離相續仕、偏に御仁惠之程難有相辨、出精開發、御年貢之儀者、何様にも相勵上納可仕候間、何卒伺之通被仰付候様仕度奉存候、尤御勘定組之儀者、別紙を以可申上候、依之此段奉伺候、以上、

弘化四年八月

高木清左衛門 印

御勘定所

退出土佐、無出產 岩太郎、同 伊右衛門、退出 清太郎、

河内、脩輔、龍助、利喜次郎、金五郎、

前書之信州水内郡伺去真光寺村之内真光寺組窮民、御救金被下方之儀、伺之通には難申付條、壹軒に付金七兩貳歩づゝ之積を以、合金九拾七兩貳歩、御手當被下候間、御金藏方請取之相渡、相續方取計、御勘定組之儀は、以別紙可被相伺候、斷は本文有之候、以上

未十月

押切

金五郎

信州伺去真光寺村百姓家可取立地所、其外御尋に付、申

上候書付寫、

私御代官所信州水内郡伺去真光寺村之内、真光寺組之儀者、當春之地震に而、出郷一村、百姓家皆潰、土中に埋に相成、右場所變地致し、當時家作難取立に付、同村并地續私支配所西條村之地所借受、居小屋取建候積り、伺書差出し候處、右借受候地所之儀は、高内に候哉、其外伺去真光寺村と唱候譯御

弘化四年

尋に御座候、右居小屋取建候に付、可借受兩村之地所者、何れも秣場地に有之、且伺去真光寺村と唱候儀者、右村之内伺去組真光寺組と兩組に相成居、兩組を合し、伺去真光寺村と唱申候、右御尋に付、此段申上候、以上、

未八月

高木清左衛門 印

御勘定所

差上申御請證文之事、

真光寺組、

皆土中埋、潰家拾六軒、

内三軒、土中埋、死絶候分、

殘拾三軒、

信州水内郡伺去真光寺村之内

一金九拾七兩貳歩、

御救御手當被下金、

壹軒に付、金七兩貳歩づゝ、

外米拾四石六升貳合、

御救被下米者、先達而被仰渡被下置候、

右者、伺去真光寺村之内真光寺組之儀、當三月廿四日夜之大地震に而、家居不殘震潰、皆土中埋、田畑者勿論亡所に相成、極難に陥候に付、當夏中場所御見分、艱難之始末、巨細御糺、住所模様替、銘々新規居宅取建諸色代、并家財、農具、山稼に相用候品共、差懸り入用之品々、御見積御取調、御伺被成下候處、此度右品々買求め代金爲御手當書面之通被下置候間、

一九九

弘化四年

難有相心得、居宅取建方は勿論、夫々農業、山稼渡世出來候様、村役人長百姓共厚世話致し、不益之儀無之様、精々心付、入用之品々、早速買求め、業體に基、(冥)明利を辨、荒地開發出精仕、御年貢上納筋相勵候様可仕旨被仰渡、承知仕、出格之御手當金、御救夫食米等被下置、住居之土地に不相離相續出來候段、偏

御仁惠御恩澤之程、一同舉而難有仕合奉存候、依之御請印形差上申候處、如件、

弘化四年十月
信州伺去真光寺村之内
真光寺組
百姓友右衛門外拾人
總代兼

長百姓

與市

同

五郎右衛門

組頭

伴藏

名主

嘉右衛門

中野

御役所

信州伺去真光寺村之内真光寺組窮民、御救拜借伺書、

覺

真光寺組、

高四拾八石九斗三升八合、

内高四拾五石六合三勺、 田畑亡所に相成候分、

潰家貳拾四軒、

内 八軒、所々江飛離住居罷在、皆潰相成候得共、變地等不致に付、外村々拜借之方江組入別紙相伺候分、

三軒、土中埋、死沒候分、

殘拾三軒、皆土中埋、

私御代官所

信州水内郡伺去真光寺村之内

真光寺組

窮民御救拜借金、

但壹軒に付、金七兩貳歩づゝ、

一金九拾七兩貳歩、

但當未々亥迄五ヶ年延、翌子々未迄貳拾ヶ年賦、壹ヶ年金四兩三歩永百廿五文づゝ、返納の積、

右者、私御代官所信州水内郡伺去真光寺村之内、字真光寺組

と唱候出郷者、家數貳拾四軒之内、八軒者本村最寄、其外所

所江壹貳軒宛飛離れ住居致し、(源)百姓家拾六軒、并寺壹ヶ寺

者、飯繩山入駒澤川水元纔打開候谷間に、一纏住居罷在、男

女七拾七人、居村附田畑高四拾五石餘銘々所持、農隙に山稼

いたし、柴薪其外者善光寺町江持出し賣拂、夫食之足合、日用之品々買求め相續致し居候處、當三月廿四日夜之大地震に而、家居田畑共、總體平押に駒澤川低場之方江凡壹里半餘(町カ)も震下げ、寺院共都合拾七軒、一時に押潰、引續後ろ之高山夥敷崩落、潰家之上江如山覆冠り、尤一同逝去候得共、土中埋死候男女拾八人、右之内家内死没候分三軒、其餘家別に遁危難助命致し候もの共、都合男女五拾九人有之候間、其砌々夫食等手當致し遣、離散を止め、一同假小屋に差置候得共、右組内に者差當り住居可致地所無之候間、(眞光寺脱カ)村并私支配所西條村之秣場は地續に而、右組最寄に付、借地致し、雪中相凌候様居小屋取建候積、尤銘々本村飛地、其外他村之田畑共、小作致し居候もの共も有之候間、右を耕作致し、其内追々亡所開發、元地江立戻り住居致度、一統之志願に有之候處、何れも夫食を始め衣類、家財、農具、山稼之道具等、悉く土中深押埋、掘候儀も出來兼、途方に暮罷在候間、其儘捨置候而者、顯然及渴命、終に者親妻子共離散致し候様成行可申、依之相續方勘辨仕候處、出作地等も有之候得共、差當り農具に差支候間、拜借等之儀可申上處、新規小屋懸け諸色之類、農具、山稼道具、并家財迄、ヶ成に取揃候而者、壹軒に付、凡金拾六兩餘も相懸り事故、返納方目當も無之、一般之災害に付、親類

好身之もの共(力カ)も助命等更に不申、右に付無餘儀壹軒に付金拾五兩づゝ、御救として被下切之儀相伺候處、伺之通に者難被仰付、壹軒に付金七兩貳步宛被下置候旨御下知相濟候間、早速其段申渡候處、拾三軒之もの共、一同御仁惠の程難有仕合之旨申立候に付、其餘入用之分者、銘々才覺を以地借致し、ヶ成に諸品取揃可申旨申聞候處、近郷一統之事故、自力之才覺者中々以出來不申、此上之御仁惠相願候旨、舉而申立候間、一體被下切等之儀者不容易、(併カ)以農具其外都而土中埋に相成、殊に居村附銘々所持之田畑者、皆亡所之事故、格別之御仁惠を以御下知相濟候上者、右金高にて何様にも取續、亡所之地起返り、追々住居致し候様厚く申諭候得共、何分にも此上銘々の才覺者、逆も出來兼候儀に付、何卒壹軒に付、金八兩づゝ拜借被仰付度、左候得者耕作其外山稼之餘業を以、聊無滯返納可仕、併居村附田畑起返候迄に者、餘程之丹誠不仕候而者、作付方にも相成兼候に付、永年賦返納被仰付度旨相歎候間、篤と勘辨仕候處、此度被下切之儀者、於私も難有奉存候に付、此上之儀者、支配所内にて奇特筋心懸け候もの共江可申諭哉とも存居候得共、何れも一同皆潰家に罷成候間、何分にも申聞方出來兼候程之儀に付、銘々之才覺者逆も不行届段、尤にも有之、返納方之處者、山稼第一之土地柄、一

同申合相稼、善光寺町江持出候得者、賣捌方如何程も出來候儀、萬一違作等之年柄有之候共、餘業に響候筋も無之、然る上者拜借被仰付候共、返納方に者差支不申候得共、年賦を締め、壹ヶ年當相嵩候而は、又難澁も可仕、且又壹軒に付、金八兩宛拜借相願候而者、先伺辻方金高も相増候間、壹軒に付金七兩貳步宛、返納之儀者當未方亥迄五ヶ年延、翌子方未年迄貳拾ヶ年賦被仰付候は、壹軒に付、金壹步永百廿五文宛之返納に罷成、納方差支候儀も無御座候間、格別之御沙汰を以、今一應御評議之上、御救として前書之金九拾七兩貳步拜借被仰付度、左候得者拾三軒之もの共、古來方住居之土地にも不相離相續仕、此度亡所之地、出精開發可仕候間、何卒伺之通被仰付候様仕度奉存候、尤御勘定組之儀者、別紙を以可申上候、依之奉伺候、以上、

弘化四年十月

高木清左衛門印

退出備輔

龍

助、

岩太郎、

伊右衛門、

土佐、河内、

金五郎、

清太郎、

利喜次郎、

長印

前書之信州水内郡伺去真光寺村之内真光寺組窮民、御救拜借之儀、伺之趣令承知候、於然者書面金九拾七兩貳步、御金藏方請取之貸渡、返納之儀は、當未方來る亥迄五ヶ年

延、翌子方來る酉迄拾ヶ年賦、壹ヶ年金九兩三歩づと取立之相納、御勘定組之儀者、別紙を以可被相伺候、斷者本文に有之候、以上、

未十一月